

# イギリス法における純粹な經濟的損失とネグリジエンス責任

——Hedley Byrne 準則の基礎づけをめぐって(二)

松 田 健 児

## 目 次

- 一、はじめに
- 二、Hedley Byrne 事件貴族院判決の二分析—故意に  
よらない純粹な經濟的損失に対する注意義務を生  
ぜしめる四囲の状況の決定のための法原理の定立
- 1 注意義務を生ぜしめる四囲の状況の決定のため  
の法原理の探求
  - (i) Reid 卿の意見—信認關係の重視
  - (ii) Morris 卿の意見—近接關係の重視
- (以上、二六卷一・二三号)
- (iii) Devlin 卿の意見—契約と同等の關係の  
重視
- 2 注意義務を生ぜしめる四囲の状況についての法  
原理の Hedley Byrne 事件への適用
  - (i) Reid 卿の意見
  - (ii) Morris 卿の意見
- (以上本号)
- (iii) Devlin 卿の意見
- 三、ネグリジエンス法における Hedley Byrne 準則の  
確立：Smith 事件及び Capolo 事件における  
Hedley Byrne 事件貴族院判決の取り扱い
- 1 Smith 事件における Hedley Byrne 事件貴族院  
判決の取り扱い：Smith 事件貴族院判決
- 2 Capolo 事件における Hedley Byrne 事件貴族  
院判決の取り扱い：Capolo 事件貴族院判決
- 四、Hedley Byrne 準則の新たな展開
  - 1 Spring 事件貴族院判決
  - 2 Henderson 事件貴族院判決
  - 3 White 事件貴族院判決
- 五、あとがき—Hedley Byrne 準則の基礎づけにつ  
いての三つの異なる見解

## (iii) Devlin 卿の意見——「契約と同等」の関係の重視

## ⑦ 課題の検討に取り組むための考究方法の表明

Devlin 卿は、その判決の冒頭において、Hedley Byrne 事件の事実関係を確認し、続けて、原告側および被告側の主張の要点を明示した後<sup>(43)</sup>に、諸先例の検討に先立って、こう陳述する。

「諸卿よ、私は、「本件の被上告人側の主張が依拠している理由の中の」第一番目のかつ根本的な問題点を、Atkin 卿が Donoghue 対 Stevenson 事件において、右と同じ種類の問題——すなわち、特定の個別の点においては非常に異なるとしても、本質においては同種類のものである——を考究する際に採った仕方において、考慮することに取られるものとする。もし、Foster 氏「『被上告人側のバリスター』」の命題<sup>(44)</sup>が諸先例の帰結であるとするならば、その場合には、Atkin 卿が述べたように、

『私は、その帰結は法における一個の重大な欠陥をなすものであり、かつ、それ故、それは、私が本院の權威を帯びていない右の趣旨のおよそ何らかの判決に追隨するに先立って永く躊躇すべきであろう程に原理に反している、と考慮すべきことになるであろう。』それ故、諸先例を検討するに先立って、私は、問題点についての法が、もし、Foster 氏が述べているところにしたがって確立されているとするならば、欠陥をなすものになってしまうことであろう、と何故に私が考えるかを、説明するものとする。それは、ある人を、その人が一個の救済手段を持つべきである場合に、かつ、右の救済手段が、その人にその救済手段を与える法の適用範囲内に、当然に、該当する場合に、その救済手段を欠いたままの状態に、放置することになるであろうという意味において、欠陥をなすものであると同様にまた、更に加わえて、深長な意味において (profoundly)、論理を欠いたものになってしまうことであろう。コモン・ローは大半の論理性の欠如について、殊に、その表面的な欠如について寛容である。しかし、いかなる法制度も、その根底に、論理を具えないものになっている場合には、運用しうるものと

はならないのである。」<sup>(44)</sup>

Devlin 卿の判決の冒頭部分には、このように、Donoghue 事件における Atkin 卿の判決が与えている影響を、生き生きと読み取ることができるのであるが、それは、同卿が、Hedley Byrne 事件において、ネグリジェンス法を、Atkin 卿に続いて、更に、現代社会の要請に応えうる法準則の体系となるように、従来の判例法の変更に踏み切ることを雄弁に、前もって、確言しているものと、見てさしつかえないものであろう。

#### ④ ネグリジェンス法における「ことば (words) とおこなひ (deeds) の区別について」

Devlin 卿は、更に、深長な意味における論理性の欠如について、それを具体的に検討するための前置きとして、判例法上、ネグリジェンスの不法行為について、従来設けられている区別、すなわち、ことば (words) とおこなひ (deeds) との間の区別について、こう述べる。

「元来、ネグリジェンスの不法行為は、もろもろのおこない (deeds) に全く限定されなければならないものであって、もろもろのことば (words) に拡張されてはならないのである、と考えられていた。右の考えは、Derry 対 Peck 事件によって決定された、と想定されていた。「しかし、」私は、およそ、何人かが、今や、もし、これが法であるとするならば、問題点についての法が重大な欠陥をなすものになってしまうであろうことに、非難を与えるであろう、と想像することができない。これを実際に立証しているものは、想定されている欠陥が、Derry 対 Peck 事件における事実関係の関連において、直ちに、国会制定法によって、正当なふさわしいものにされた、<sup>(45)</sup>と

いうことである。「したがって、」今日では、取締役達が、一個の目論見書において行なった言説について、好むところにしたがって不注意をなすことを、法が認許することになるであろう、とは考えられないのである。

ことばによるネグリジェンスおよびおこないによるネグリジェンスとの間に行なわれる一個の簡明な区別は、問題点についての法を欠陥のある状態に、放置するものであるといつてさしつかえがないことになるであろう。しか

し、少なくとも、右の区別は、論理的には理解できうることであろう。右の区別は、しかしながら、Foster氏の弁論における論証において依拠されている区別<sup>(46)</sup>ではないのである。右の区別は、実際に実現できないものになるであろう区別なのである。「つまり、」整備・点検を行なうために車輛の引渡しを受けて、もし必要ならば、修理を行なう被告は、(a)右の車輛を点検・整備し、かつ、適切な注意を欠いて修理を行ない、更に実際には安全性を欠いているのに問題の車輛の運転手にそれが安全である旨を告げる場合、(b)右の車輛を点検・整備し、かつ適切な注意を欠いて、その車輛が修理を必要とする状態にはないと認定し、更に、実際には安全性を欠いているのに、問題の車輛の運転手に、それが安全である旨を告げる場合、および、(c)右の車輛を、適切な注意を欠いて、全く、点検・整備することを怠り、かつ、実際には安全性を欠いたままであるのに、問題の車輛の運転手に、それが安全である旨を告げる場合には、それらのいづれの場合においても侵害を受被する右の運転手に対して、法律上の責任を負うのである。以上の何らかの場合において、問題の運転手の侵害の近因が、右の被告がなしたものの、あるいは、なすことを怠ったものではなくして、その運転手が問題の車輛を運行した際にもとづいた適切な注意を欠いた言説である、それ故、原告運転手は、右の言説を原因として、「損害賠償を」回復することができないことになるであろう、と主張することは、あまりにも本来的な妥当性を欠くことになるであろう。「からである」。右の類型(type)の事件で、かつ、もし、一個の契約が存在するとするならば、一個の益務もしくは役務の「提供の」義務(a duty of service)が存在することになるであろうことに疑いがない場合には、点検(inspection)もしくは検査(examination)、なされたものもろの行為もしくははなされることを怠られたものもろの行為(the acts done or omitted to be done)、および助言もしくはは情報との間に区別を設けることは、実際性を欠くことになるのである。それ故、本件においても、Candler対Crane, Cristmas & Co. 事件<sup>(47)</sup>(Denning控訴院裁判官が、適切な注意を欠いて食品が有害なものになっていない旨を証明する分析検査人の実例を挙げる際にその問題点に注目した事件)に

においても、いずれにおいても、Foster氏は、問題となる区別が右のもろもろのもの間に成立する、とは主張しなかつたのである。<sup>(48)</sup>

### ⑦ 被上告人側の主張において依拠されている区別の検討

— 純粋な経済的損失と結果的経済的損失の間の区別の論理性の欠如

Devlin卿は、いよいよ、被上告人側の論証が依拠している問題の区別の検討に取りかかり、その純粋な経済的損失と結果的経済的損失 (consequential economic loss)<sup>(49)</sup> の間に立てられている問題の区別を、法制度の根底に達しその運用を困難にするほどの深長な意味における非論理性を帯びるものとして、否認するのである。

「以上のことが、何故、問題点についての区別は、今や、金銭的損失が物理的侵害を通じて生ぜしめられているか否か、あるいは、それが直接的に生ぜしめられているか否か、に依拠するのである、と陳述されているかの理由である。物理的侵害の介在は原理について一個の相違を生ぜしめると陳述されている。私は、右の点に、論理または良識 (common sense) のいずれも、認めることができない。もし、契約を顧慮しないで、ある医師が適切な注意を欠いて、一人の患者に安全にその職業に従事できる旨を助言する、そして、その患者は安全に従事できずに健康を損なつてその生活の糧を失なうとするならば、その場合に、右の患者は一個の救済手段を持つのである。しかし、もし、医師が適切な注意を欠いて患者に実際は安全に職業に従事できうるのにそう従事できない旨の助言を行なう、そして、患者がその生活の糧を失なうとするならば、何らの救済手段も全く存在しないと陳述されているのである。そうではない場合には、もちろん、つまり、問題の患者が一人の私的〔に医療を求める〕患者であり、したがって、その場合の医師がその手間につき半ギニーも受領していた時には、その場合には、右の患者はすべてを回復しうるのである。諸卿よ、私は、これは全く意味をなさないことであると考えると言はざるを得ないのである。それは、まさしく、最上の法制度において、もろもろの境界線上の事件 (borderline cases) の間にもろもろの精密な区別を

描くための必要から生ずることがある種類の意味の欠如をなすものではない。それは、もし、それが問題点についての法をなしているとするならば、単に、意味をなすことを拒否するものにすぎない。つまり、その場合の「区別において引かれている」境界線は、何らかの論理的に理解できうる原理に依拠するものではないのである。それは、適切な注意を欠いた言説は、契約上の義務もしくは信認関係上の義務が存在しない場合には、何らの訴訟原因もあたえるものとはならない、という極端な主張に駆られて来た者達が、その主張から退却する過程において、「右の言説に対する回復の範囲が、」物理的損害を通じて生ぜしめられている金銭的損失に迄は達していたことになるように、たまたま偶然に引いた境界線にすぎないものなのである。」<sup>(51)</sup>

#### ⑤ Hedley Byrne 事件に関連を有する諸先例の検討

Devlin 卿は、こうして、被告側が問題点の法原理についての主張の重要な根拠としていた純粹な経済的損失と結果的な経済的損失との区別が論理的に成立しうるものではないことを摘示し終えて、Hedley Byrne 事件に適用しうる法原理を確立するために、諸先例の個別具体的な検討に取り掛かる。先ず、同卿は、こう言明する。

「私は、今や、問題点に関連性を有する諸先例を検討するものとする。そこで、諸卿は、もし、一個の例外をもつて、私が本院において判決を与えられた事件のみに対して注意を向けるとしても、私を寛恕するであろうと私は思う。なぜならば、私が既に明白にしているように、私は、本件で問題となっていることがらにおいて、説得力にはなく、単に、抑えることのできない差し迫った力に従うにすぎないからである。一個の例外とは、Le Lievre 対 Gould 事件である。諸卿達は、もし、控訴院の諸判決が七十年にも及ぶ長きにわたって、問題にされない状態に止どまり続けているとするならば、容易には、右の諸判決を覆えすことにはならないであろうからである。問題点に関連する本院の五個の判決とは Derry 対 Peak 事件<sup>(52)</sup>、Nocton 対 Lord Ashburton 事件<sup>(53)</sup>、Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件<sup>(54)</sup>、Donoghue 対 Stevenson 事件<sup>(55)</sup>、および The Greyhound Castle 事件<sup>(56)</sup>である。」

ところで、Devlin 卿が、この様に、問題点に関して、今迄貴族院において取り扱われたことがないという意味において新たな法原理に到達する際に、しばしば、同様に、他の裁判官達によっても採られると見てよい基本的な態度を、表明していることに注意をあたえておこう。つまり、右に明らかな様に、同卿には、諸先例に拘束されながら、新たな法原理に到達することによって従来の判例法の状態を変更するという態度が見られるのであるが、この保守的改変の態度こそ、通例、裁判官が法を創造する際に總とう外観であるといつてよいのである。Devlin 卿は、続けて、先ず、*The Greystone Castle* 事件を取り上げて、同事件の事実関係および判示を確認した後<sup>(8)</sup>、貴族院が、その事件において、物理的損害を欠いた金銭的損失に対する責任についての一般原理を定立しなかったものの、*Castle* 事件貴族院判決それ自体は、純粋に経済的な損失が本来的に回復不可能なものであることを明示する一般原理が存在する旨の主張を行なうことを不可能なものにしている、と手短かに論評して、その検討を終えている<sup>(9)</sup>。次に、貴族院の早期の諸先例の検討に移って、最初に、*Derry* 対 *Peck* 事件を取り上げる。同事件においては、判例集に報告された事実関係によれば、善意かつ適切な注意を欠いた不実表示についての何らの訴答も、したがって、右の不実表示に対する責任についての諸卿による何らの陳述も全く行なわれていない点に言及し、Devlin 卿は、*Nocton* 事件において、諸卿によってなされた *Derry* 対 *Peck* 事件についての検討の結果、つまり、同事件の貴族院判決は「契約が存在しない場合には、注意義務違反としての適切な注意を欠いた行動を理由とする訴訟は、何らの詐欺も全く存在しない時には、確証されえない。」との旧来の法を再陳述したものである、という *Le Lievre* 対 *Could* 事件における取り扱いは誤ったものであるという結果を承認して、こう述べる。

「法律家達が、人は不注意な不実表示につき法律上の責任を負わないという一般原理に対するもろもろの例外とは何であるかを確定するためには、法律家達は、一九一四年以後においては、*Le Lievre* 対 *Could* 事件ではなく *Nocton* 対 *Lord Ashburton* 事件に頼る」ことができようになるであろう<sup>(10)</sup>。」

### ⑧ Nocton 対 Lord Ashburton 事件の検討

こうして、Devlin 卿は、早々と Derry 対 Peek 事件の検討を切り上げて、Nocton 事件における貴族院裁判官達の意見をより詳細に分析するために、先ず、同事件の重要性について、次の様に述べる。

「私は、今や、Nocton 対 Lord Ashburton 事件に到達する。同事件は、諸卿が考慮すべき諸先例のうちで最も重要なものとして、両当事者達によって、提起されているものである。上告人側は、同事件が、適切な注意を欠く不実表示に対する責任について、Derry 対 Peek 事件が設定したと考えられているもろもろの制限を取り除いた、と述べている。被告側は、Nocton 事件は、右の諸制限を、単に、ある限定された程度において、すなわち、信認関係上の責務 (fiduciary obligation) を特有義務 (special duty) の一個の淵源として契約に付加することによって、取り除いたものにすぎない、したがって、およそ何らかの更なる拡張についてはそのとびらを閉じているのである、と述べている。私は、それ故、Nocton 事件が決定を与えたものを正確に確定することは、必ずしも容易ではないからには、相当の注意をもって、同事件を検討することに取りかかる。」

Devlin 卿は、更に、Nocton 事件における決定内容の確定を行なう際に生ずるもろもろの困難が、同事件においていかなる実質的内容の救済手段を与えるかにはなくいかなる方式の救済手段を与えるかに関連するものであることを、Haldane 卿の判決の冒頭における言明の引用によって指摘した後、こう言明する。

「Nocton 事件における主要な困難点は、私が思うに、請求内容申立書「請求原因および請求事実を含む陳述書」から訴訟の原因が何であったかを開示することにある。被告 Lord Ashburton は、讓渡抵当にもとづく金銭貸付けの実行が同被告もその一人であった数名の者達に対してもたらした諸結果を理由に救済手段を求めた。請求内容申立書は、もろもろの苦情が点的に配置された一つの長い事件物語から成っている。結局において、決定的に重要な事実とは、被告が原告のソリシターであったことであるにせよ、何らかの法的益務もしくは役務委任の契約



(retainer) の申立は全く行なわれていないのである。何も、訴答段階において、契約に関して、述べられていないのであった。被告がソリシターであるという事実は、単に、苦情内容を構成する第一三パラグラフ<sup>(82)</sup>において現われているにすぎない。右のパラグラフには、被告が六五〇〇〇ポンドの貸付をなすように原告に対して行なった助言は、『一人のソリシターがその依頼人に誠実に (in good faith) 助言するそれではなく、そのソリシター自身の私的ねらいのためになされたものであった。』ことが申し立てられていた。右の取引行為に関連して求められている救済手段は、『原告は、被告によって、本来的な適切さを欠いた助言を与えられ、かつ、被告が原告によって信認を与えられたソリシターとして行動するものであるにもかかわらず、六五〇〇〇ポンドの貸付けを行なうよう誘引された。』旨の一個の宣明であった。請求内容申立書のパラグラフ三二から三三には、原告が貸付の担保の一部分について譲渡抵当権を放棄するよう依頼されたことが述べられている。そして、次のことが述べられている。『被告は、原告に右の譲渡抵当権の放棄を実行するよう助言を行なう際に、原告が、被告は利害に関係なくかつ誠実にかつ原告の利益に叶うように助言を行なっている、という信念を持つようにまかせた。』ことが、それである。何ら別個の救済手段も、問題の取引行為に関連して求められていなかった<sup>(83)</sup>のである。』

続けて、Devlin 卿は、Nocton 事件が貴族院に到達する迄に、高等法院および控訴院において、何ら実質的な法律問題が、提起されていないことを確認している<sup>(84)</sup>。すなわち、Nevill 高等法院裁判官は、Nocton 事件における請求内容申立書によって提起されている争点は、単に、被告が詐欺を冒しているか否かにすぎないこと、および、原告が詐欺の立証に失敗したこと、を判示した。控訴院は、当事者間の訴答についての Nevill 高等法院裁判官の見解に同意した。Cozens-Hardy 記録長官は、もし、損害賠償が注意義務違反としての適切な注意を欠いた行動の事由にもとづき請求されていたとするならば、Nocton 事件は、実際には、被告によって防禦されなかったことである。ろう旨を判示した。しかし、右の訴訟原因は時効にかかっている、請求内容申立書の変更はできなかつたのである。

したがって、Nocton事件において、Haldane卿が、同事件の問題点を法律上の責任の実際の問題としてよりはむしろ責任の方式の問題として見ていた理由については、Devlin卿は、次の様に理解することができると簡潔に明言している。

「今や、何故、Haldane卿が、Nocton事件の問題点を「責任の」実質に関するよりはむしろ「責任の」方式に関する問題として、見ていたのかが、理解しうることになるのである。当時の貴族院が考慮しなければならなかった第一番目の問題が、問題の請求内容申立書は注意義務違反としての適切な注意を欠いた行動に及ぶために十分に広範であったか否かであったからである。Parmer卿は、それは十分に広範であったと考えて、右の事由にもとづき、上訴に決定を与えた。同じように、結局において、Dunedin卿も決定をあたえた、と私は考える。しかし、同卿は更にまたHaldane卿の意見に対する同意を表明した。Haldane卿は、同卿の意見にAtkinson卿が一致しているのだが、注意義務違反としてのネグリジエンスつまり適切な注意を欠いた行動に迄及ぶことは可能であると考えた。しかし、Haldane卿は、問題の請求内容申立書が詐欺の申立てとして、あるいは、注意義務違反としての適切な注意を欠いた行動の申立てとして、そのいずれかとして解釈されなければならない旨の見解を、採らなかったのである。同卿はこう述べた。すなわち

『問題の請求内容申立書がまさしく精密に、真実に、近似するよう依るべき第三の方式の手續が存在する。すなわち、それは大法官府裁判所において一個の信認義務の違反を理由とする補償（compensation）を強行するため用いられた旧来の衡平法上の訴状である。最近の諸先例が確立したところの要件、すなわち、詐欺の訴（an action of deceit）において勝訴するためには、道徳上の詐欺（moral fraud）の立証を必要とすることが、右の旧来の救済手段の範囲を狭いものにしてしまったという印象が成立しているように思われるのである。私が諸卿に対して提示しようとするもろもろの理由のために、私は、右の救済手段が狭いものになってしまったとは考

えないのである。』 ([1914] A. C. 932, at 946) と。

Haldane 大法官は、こう述べて、Derry 対 Peek 事件が決定を与えたものが何であったかを正確に確定するために、同事件の検討に移ったのであった。<sup>(63)</sup>

Devlin 卿は、Hedley Byrne 事件において Nocton 事件が帯びる趣旨について、以下の様に、最後に要約して、Nocton 事件の検討を終えている。尚、右の Devlin 卿の判決部分において、Nocton 事件における Haldane 卿の意見では、同事件における責任は、注意義務違反としての適切な注意を欠いた行動を理由とする訴訟手続ではなく、旧来の衡平法上の訴状の手續にしたがって決定されうるものであると考えられていることが明示されていることについては、十分な注意を与えておくことが必要であると思われる。右の明示は、実は、旧来の衡平上の訴状の手續に関連する Haldane 卿のアプローチが、Atkinson 卿を含めて、結局においては、Parmoor 卿、Dunedin 卿および Shaw 卿達によって採られているアプローチと較べた場合、二対三の少数のものであったことを、指摘することにあつたように思われる。Devlin 卿は、この意味では、Nocton 事件における Haldane 卿の見解には同意を与えていないのである。この点については、既に見たように、Haldane 卿の見解を重視する Reid 卿の意見との間には、注意を与えておくべき微細だが重大な差異が存在するもののように思われる。

Devlin 卿は、Nocton 事件が Hedley Byrne 事件において帯びる趣旨について、こう要約している。

「私の判断によれば、Nocton 事件の趣旨は、以下の通りである。同事件における貴族院が、Le Lievre 対 Gould 事件において実例があげられる Derry 対 Peek 事件についての見解を余りにも狭いものであると考慮したことは、明瞭である。つまり、同院は、契約の外に（なぜならば、契約「の存在」は、Nocton 事件においては、申立てられていなかったからである）、入念な助言および精確な情報を与えるべき一個の義務 (a duty) を課す当事者間に特有の一個の関係が存在しうるであろうことを、考慮したのである。多数意見をなす諸卿は、右の原理の適用範囲

を一個の信認関係上の責務 (fiduciary obligation) の違反以外に拡張したのではなかった。しかし、それらの誰も、右の原理の適用が信認関係上の責務に限定されることを明示するために、何らのことも全く述べていないのである。それ故、本件において、諸卿は、かかる一般原理が存在するということが、および、右原理は信認関係上の責務の事件を越えていかなる事件にまで拡張されうるかが本来的に妥当であるのかを述べることは、諸卿にかかっているということに基づいて、「判決を」<sup>(8)</sup> 続行することができるのである。」

ところで、Devlin 卿は、Nocton 事件における Haldane 卿の意見に、Hedley Byrne 事件に適用しうる法原理を確定するために有用な指針を認めていないことが先に示唆されているが、より直接的に、同卿をして問題点の法原理についてその結論に導いたものと見てさしつかえのない Nocton 事件における Shaw 卿の意見について、次の様な検討を行っていたのである。

「私は、本件の目的のために、Shaw 卿の意見に、最大の関心を持つものである。同卿は、『Nocton 事件の』当事者達の訴答が、『詐欺 (fraud) とは全く独立した一個の事由、すなわち、他の者に対して一個の義務を委任され、かつ、右の義務を怠ったある人によってなされた不実表示および不実の言説の事由にもとづく法律上の責任のための一個の請求権』 ([1914] A. C. 932, at 967) を開示している、と判示した。Shaw 卿は、Nocton 事件に決定的に重要な問題であると同卿が考慮するものが何であるかについて、それが、『当事者達が、問題の取引行為時に、互いに対して、立っていた関係とはいかなるものであったか?』 ([1914] A. C. 932, at 968) である、と述べた。同卿は、被告が原告のソリシターであり、それ故、助言を行なう一個の義務を負っていた、と陳述した。 ([1914] A. D. 932, at 968) Shaw 卿は、次の様な言葉で、結論づけた。すなわち、

『ひとたび、当事者間の諸関係が、次のもろもろの関係、すなわち、一個の義務が、他の者に対して情報もしくは助言を与えるある人に対して、その他の者が一個の取引行為の基礎として右の情報もしくは助言に信頼 (rely)

する権原を与えられている場合に、課されるところのもろもろの関係、であることが確定されたとするならば、およそ何らかの行なわれた言説に存在する不実表示に達する虞れのあるその誤りについての責任 (responsibility) が、右の助言者もしくは情報提供者に対して、たとえ、問題の情報および助言が詐欺的 (fraudently) ではなく誠実に (in good faith) 与えられていたとしても、付着 (attach) することになるであろう。本件「すなわち、Nocton事件」においては、もろもろの不実表示が行なわれたこと、問題の不実表示が実質的に重要であったこと、問題の不実表示が損失の原因であったこと、および、問題の不実表示が、一人のソリシターによって、その依頼人に対して、右依頼人が受領する情報に信頼するよう権原を付与され、かつ、実際に、信頼した一個の状況において、なされたこと、が認容されている。私は、従って、右の状況は、既に私が言及している負うべき法律上の責任 (liability)、すなわち、一個の義務が履行されるべきであることが当事者間における契約と同等の一個のことがらをなしているもろもろの四囲の状況に照らして、一個の義務の不履行の結果につき負うべき法律上の責任についての原理の適用について、未決定のまま置かれていることは明白である、と考えるのである。』

Shaw 卿は、その判決の何処にも、右の関係が、一個の信認関係上の特質を帯びたものであるとは、引照して「ないのである。」<sup>(8)</sup>

この様に、Devlin 卿は、問題の法原理についての同卿の結論が、信認関係よりもむしろ、契約と同等<sup>9</sup>の関係を重要視していることを、明言しているのである。

#### ⑨ Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件の検討

Nocton 事件の検討を終えて、同卿は、Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件について、同事件が、「一個の特有の注意義務を生ぜしめる諸関係は、契約上の関係、および、信認関係に限定される」という法的命題のための先例」ではなく、むしろ、「Nocton 事件において Haldane 卿が宣明した一般原理について、それはもろもろの

信認関係に限定されることを意味していなかった、という見解を支持するための一個の明瞭な先例」であることを確認して、手短かに検討を終えている。

### ⑤ Donoghue 対 Stevenson 事件の検討

最後に、同卿は、Donoghue 対 Stevenson 事件の検討に取りかかって、以下の様に述べている。  
 「その称揚すべき演説において、Atkin 卿は、二つのことをなしている。同卿は、一個の「一般的観念」として記述したものと並び、整理した右の「一般的観念から、一個の具体的個別の (specific) 法の命題を宣明したのである。この二個の宣明の間に、Atkin 卿は、『もろもろの法の命題を、必要であるよりも余りにも広範な言葉において宣明する危険について、もろもろの本質的な要因がより広範な概観において看過されることがないように、また、イギリス法の本来的な適応性が不当にも制限される』ことのないように』 ([1932] A. C. 562, at 584) 警告を発したのである。」

Devlin 卿は、続けて、Atkin 卿が「一個の注意義務を生ぜしめるもろもろの関係についての一個の一般的観念」と呼んだものが「近接関係の原理」としてしばしば引照されるようになっていくことに言及し、同原理の内容を確認した後、<sup>(8)</sup>「近接関係の原理から導き出されたその [Donoghue 事件に] 具体的個別の命題」を宣明した判決部分の引用を終えて、<sup>(9)</sup> Donoghue 事件において Atkin 卿が行なったことの意義について、同卿の考えを開陳している。

「さて、私の意見によれば、ある特定の事件の事実関係について [決定を与えるよう] 招請されている一人の裁判官が、原告および被告との間に「近接関係 (proximity) が存在していたか否かを述べることは、Atkin 卿が宣明したことの賢明な適用ではないのである。それ「つまり、ある特定の事件の事実関係において負うべき法律上の責任 (liability) の有無の判断基準として、近接関係の一般的観念を適用すること」は、一個の一般的観念の誤用になることであろう。また、それは、イギリス法が展開する際に採る仕方ではないのである。Atkin 卿が行なったこ

とは、一個の特有義務 (special duty) を生ぜしめるもろもろの事件からなる一個の範疇を開けるために、同卿の一般的観念を使用することであった。法が、それ自体において危険なものとなっているもろもろの物品の範疇において、かかる一個の義務の存在を承認することは、既に明瞭なことになっていた。Donoghue 対 Stevenson 事件がなしたことは、一個の旧来の範疇の拡張として、あるいは、一個の新しくかつ類似した範疇の創設として、いずれのものとしても、記述されうるものである。一般的観念とは、Atkin 卿と同様の仕方において、もろもろの他の範疇を現出するために、利用されうるのである。一個の既存の範疇は、それが適用される諸事例が拡大するにもなつて、右の範疇の細胞が分裂する時が到達する迄、成長し続けるのである。<sup>(a)</sup>」

そして、Devlin 卿は、Donoghue 事件の検討によって得られた Hedley Byrne 事件の決定について同事件が有する真実の価値について、Hedley Byrne 事件における、一般的観念の誤用、の内容を具体的に説明しながら、結論的にこう述べている。

「私の意見では、上告人達はその弁論において Donoghue 対 Stevenson 事件をあまりに強く主張し過ぎることになることを試みたのである。上告人達は、近接関係の原理はことばに対してはおこなないに對するのと同様には適用されないということにすべきであろうかを問うたのである。私はそれは同様に適用があるべきであると考える。しかし、右の原理は一個の一般的な観念にすぎないので、その原理は上告人達を十分に満足のいくようにはしないのである。そこで、上告人達は Donoghue 対 Stevenson 事件によって定立された具体的個別の命題を用いて、それを文理解釈によって一つの証明書すなわち銀行家の紹介証明書に適用することを試みているのである。「しかしながら」それは役に立たないものになるであろう。何故ならば、一個の一般的観念は、商事取引の対象となる物品に對するのと同じ仕方において数枚の紙片に對して、あるいは、製造業者に對してと同じ仕方において著作者に對して適用されえないからである。「すなわち」一つの証明書の間接検査の可能性についての探求は有益なものとは

ならないであろう。Donoghue 対 Stevenson 事件が本件における論証にとって有する真実の価値は、同事件が、問題点について、法は、個別具体的なもろもろの課題を解決するように、どのようにして、展開されうるかを、明示していることである。本件における当事者間に存在している問題の關係は、その關係が一個の特有義務を生ぜしめる一個の範疇に抱攝されうるような關係をなすものであるのだろうか？ 常に、イギリス法において、かかる探求がなされる際に踏まれるべき第一歩は、諸先例が問題点に関していかなる程度にまで進行しているかを看取することである。なぜならば、問題点について、法における新しい諸範疇は一夜にして出現するものではないからである。」<sup>(1)</sup>

この様に、Devlin 卿は、近接關係についての一般的觀念はおこなふことばに対して適用されるが、その適用の仕方はそれぞれの場合において異なるという見解を表明している。しかしながら、それぞれの適用の仕方がどのように異なるものであるのかについては必ずしも明らかにはなっていない。しかも、右の一般的觀念の有用さをめぐる同卿の検討は多少混乱しているように思われる。つまり、Devlin 卿は、一方で、近接關係の原理から導き出されたその具体的個別の命題」と述べていることに明らかなように、製造業者の消費者に対するネグリジェンス責任の實質的判断基準になった具体的個別の準則が隣人原理という一般的觀念から導き出されたと考慮しているのである。すなわち、同卿は、注意義務を生ぜしめる近接關係についての一般的でその意味において抽象的な觀念から、具体的個別の注意義務の有無を決定できる命題が生ずる、と見ているといつてよいのである。しかしながら、これは、同卿が、他方で、上述の言葉の後で開陳している、「一般的觀念の誤用」の陳述内容と矛盾するものであるように思われる。何故ならば、Devlin 卿は、注意義務を生ぜしめる近接關係の一般的觀念、すなわち抽象的な隣人原理からは必ずしも個別の事件におけるネグリジェンス責任の有無を決定しうる具体的な注意義務が生ずることにはならないと述べているからである。



## ②の1 Coggs 対 Bernard 事件につらなる一連の事件の検討

——同事件の Gould 裁判官の判決にあらわれている法原理の不法行為法における展開

Devlin 卿は、いよいよ、問題点についての法原理を宣明しようとするのであるが、それに先立って、Hedley Byrne 事件の事実関係によって生ぜしめられている課題が、結局において、イギリス法の約因の法理によって生ずるものであることを確認している。そして、同卿は、右の課題をイギリス法が、Hedley Byrne 事件に到る迄、どのようにして解決しているかを検討するために、Reid 卿もしくは Morris 卿の意見においては、その検討の対象から除外されている<sup>(82)</sup>もしくは十分な検討が行なわれていない<sup>(83)</sup>といつてよいところのイギリス法史上において十分に知られている早期の事件について、やや立ち入った検討を行なっている。同卿の判決のこの部分は、実は、Hedley Byrne 事件の現代イギリス法における新たな展開に関わる重要な問題点を含んでいるので、本稿は、今迄の記述が、多少冗長に過ぎているにもかかわらず、論述の進行上の必要性のために、更に、問題の部分の大半を紹介するものとする。Devlin 卿は、先ず、こう言明する。

「もし、本件〔Hedley Byrne 事件〕の事実関係によって創り出されている種類の〔本院の〕課題がけっして最近に到る迄イギリス法において生じたことがないものであるとすれば、それは驚くべきことになるであろう。このような一個の課題が生起するのは、約因の法理の副産物としてである。もし、本件の被上告人が信用照会回答書について名目的にせよある負担を〔上告人に対して〕課していたならば、右の課題は存在しないことになるであろう。もし、イギリス法が約因を欠く一個の契約を擬制することが可能であるとするならば、右の課題は、ただちに、〔問題点の考慮の〕第一番目のかつ一般的な局面から個別具体的なそれへと、移行することになるであろう。すなわち、問題となるべきことがらは、当該事件の事実関係にもとづいて、一個の特有の關係が存在していたか否かではなく、当該の事実關係にもとづいて、一個の契約が存在していたか否か、ということになるであろうからな

のである。』

Devlin 卿は、Hedley Byrne 事件において貴族院が直面している課題の困難さが、イギリス法におけるいわゆる約因の法理の厳格さ<sup>(75)</sup>にあることを確認した上で、動産の無償寄託に関する有名な一七〇三年の Corgs 対 Bernard 事件を検討し、同事件の原理が、適切な注意を欠く行動 (negligence) が問題となった不法行為の諸事件に適用されていくという判例法上の展開過程について、以下の様に明述する。

「本件の被上告人は、同人が一個の益務もしくは役務 (service) を履行していたことを否認することはできない。被上告人にとって全く覚束ないにしても頼みの綱は、同人がその益務もしくは役務を無償で履行し、そして、それ故、その履行については何らの負うべき法律上の責任 (liability) も生起しえなかったというものである。諸卿よ、私の意見によれば、これは問題点についての法ではないのである。ある益務もしくは役務を履行する旨の、約因を欠いて与えられた一個の約束は、その約束の受約者によって一個の契約としては強行されることができない。しかし、もし、その益務もしくは役務が事実において履行され、かつ、適切な注意を欠いてなされたならば、それは、不法行為における一個の訴訟において、回復されうるのである。これが、無償の受寄者 (gratious bailee) の負うべき法律上の責任の基礎をなしているものである。著名な Corgs 対 Bernard 事件<sup>(76)</sup>においては、同事件の被告は原告に帰属するプランディーの管理を任されていて、多量のプランディーを流出させてしまったのだが、次の理由によって、判決停止手続 (arrest of judgement) における一個の動議が提出された。すなわち、『問題の訴状 (the declaration)<sup>(77)</sup>には、被告が普通人のための運搬人 (a common porter) であつたことは申立てられていないこと、あるいは、被告がその苦痛 (pains) となるような何らかのものを受けた事実は、主張されていなかったからである。』

問題の訴状は、何らの約因も見い出されないにもかかわらず、有効なものである、と判示された。Could 裁判官

は、

『本件訴訟の原因は、被告に対して置かれた個別具体的な信任 (particular trust) に、被告がその寄託の引受けによって、同意したこと、および、右の信任の完成に、被告が自らの懈怠 (neglect) によって挫折したことである。』と述べた。この命題「の適用」は寄託法に限定されないものである。Skelton 対 London & North Western Railway Co. 事件<sup>(8)</sup>において、Willes 民訴裁判所裁判官はそれを適切な注意を欠いた行動 (negligence) に関する法に対して、一般的に適用したのである。同裁判官はこう述べた。すなわち、

『訴えうる適切な注意を欠いた行動は、何らかの義務 (duty) についての違反に存立しなければならぬ。…もし、ある人が一個の自発的行動を実行することを引受けるとするならば、その人は、もし、彼がその行為を本来具えるべき適切さを欠いて履行する場合には、法律上の責任を負う。しかし、もし、彼がその行為を履行することを怠る場合には、責任を負わないのである。右は、Cogges 対 Bernard 事件における判決の結果である。』 ([1867] L. R. 2 C. P. 631, at 636) と。同様に、銀行が一人の顧客に対してその投資について助言を行なった事件である Banbury 対 Bank of Montreal 事件<sup>(9)</sup>において、大法官 Finlay 貴族院裁判官は、こう述べた。すなわち、

『被告銀行は、助言を行なう何らかの責務 (obligation) を全く負っていないのである。しかし、もし、被告が助言を行なうことを自身に対して引受けるならば、被告は、適切な注意を欠いて助言を行なう場合には、法律上の責任を負うのである。』 ([1918] A. C. 626, at 654) と。

右の原理は、適切な注意を欠いた行動の一個の結果として、何らの損害も人身に対して、あるいは、財産権に対して、惹起されていない場合の諸事件、すなわち、適切な注意を欠いた行動の結果として生ずる損失が純粋に金銭的なものである場合の諸事件に適用されて来た。Wilkinson 対 Coverdale 事件<sup>(10)</sup>において、被告は火災保険証書を原

告のために更新することを無償で引受けた。しかし、更新を行なうに際して、被告は、整えるべきもろもろの方式を怠った。右の懈怠が問題の保険証書を無効なものにしてしまった。一個の訴訟が成立することになるであろうと判示された。二個の類似の事件において、それらの事件の被告達は、注意義務違反としての適切な注意を欠いた行動が事実上照らして立証されなかったという事由にもとづき勝訴した。しかし、いずれの事件も、法に照らして、一個の訴権が成立することになるであろうという根拠にもとづいて、右のような決定が行なわれたのであった。<sup>64</sup>」

## ②の2 Coggs対Bernard事件におけるHolt首席裁判官の判決にあらわれている

### 法原理の契約法における展開

Devlin卿は、この様に、Coggs対Bernard事件におけるGould裁判官の宣明した原理が、不法行為に関する判例法上において展開されて来た結果、純粋な経済的損失の事件に適用される迄に到っていることを確認しているのである。そして、同卿は更に続けて、右と同一の結果が、不法行為における訴訟においてはなく契約における訴訟において達せられていることについて、こう説明している。

「右と同一の結果が、何らかの名目的な約因の存在を設定し、不法行為においてではなく契約において訴求することによって、達成されている多くの事件が引用されうるであろう。Coggs対Bernard事件において、Holt首席裁判官は、同事件の被告の責務 (obligation) を、不法行為および契約の双方の事由にもとづかせしめた。同卿はこう述べた。すなわち、

『第二番目に、本件の約束を根拠づけるさいにもとづきうる何らの約因も全く存在していない。また、それ故、問題の引受けは単に裸の合意 (nudum pactum) にすぎないものであるという異議が唱えられている。しかし、この異議に対して、私は、本件動産の所有者がその動産に関して本件受寄者に信任 (trust) したことが、その受寄者に対して一個の入念な管理 (a careful management) の責務を持たせる (oblige) ために十分な一個の

約因をなす、と回答するのである。実は、もし、問題となっているブランドイーをある場所から他の場所へ、特定の期日に搬送する旨の合意が将来に履行されるものであったとしても、その場合には、被告は問題のブランドイーを搬送するよう「約因を欠いていたため」拘束されなかったのである。しかし、これは、一個の「本件とは」異なる事件をなすのである。なぜならば、引受けは一個の将来履行されるべき合意を意味するのみならず、更にまた、本件の如き一個の事件においては、それは、ものごとに対する一個の現実的着手 (an actual entry upon the thing)「および信任 (trust) を受寄者に対して与えていることを意味するものであるからである。」(2 *Ld. Raym.* 909, at 919) と。

*De La Bere* 対 *Pearson Ltd.* 事件<sup>(88)</sup>は、一個の十全な約因が存在していたという根拠にもとづいて決定があたえられている右の種類の一つの事件をなしている。同事件の被告人は、同人の編集・発行する新聞に、その金融街編集者が財務に関する助言を望む右新聞の読者からのもろもろの問い合せに回答することになるであろう旨を、広告した。同事件の原告は、一人の善良なる株式売買引受業者 (a good stockbroker) の氏名を求めた。問題の編集者は、ある引受業者を推薦した。その業者は、一人の株式取引市場会員資格を持たない株式売買引受人であること、右編集者が認識していた業者であった。しかも、その引受業者は、もし、その編集者が本来適切なもろもろの問い合せを行っていたならば、一人の清算が終了していない破産人であることをその編集者が認識すべきであった人なのであった。原告はその業者との間に取引を行ない、かつ、その金銭を喪失した。同事件は契約において提起されたので、*Vaughan Williams* 控訴院裁判官は、原告が、被告の新聞紙上における原告の問い合せについて、公刊することを被告が選択する場合には、その質問が公刊されることに対して同意を与えていた事実、十全な約因が成立する、と考えたのである (〔1908〕1 K. B. 280, at 287)。*Barnes* 裁判官については、同事件の約因は、原告が一個の問い合せに招請されているものとして取りかかっていた点に存立せしめているように思われる。<sup>(89)</sup>

Devlin 卿は、以上の説明を終えて、益務もしくは役務 (Service) の提供に関する事件からなり、Hedley Byrne 事件もそれに含まれると同卿によって考えられている類型の事件においては、今や、約因の擬制が不必要であることを、次の様に、明言する。

「諸卿よ、私は、以上の事例を、あれやこれやの仕方において、法が、右の類型の事件において、一個の正当な結果が達成されて来たことを確保していることを明示するために、引用した。しかし、私は、今日では、右の結果はネグリジェンス法の適用によって達成されうるし、また、それによって達成されるべきものである、と考える。したがって、一個の操作による詐欺を擬制することは不必要であり、かつ望ましいことではないものと考えている。私は、Sir Fredrick Pollock の De La Bere 対 Pearson Ltd. 事件についての註釈に同意する。「諸契約 (Contracts)」(第一三版) 一四〇頁の註釈において、同氏は、『同事件の訴訟原因は、契約とは別個の、一個の自発的引受の履行における懈怠 (default in the performance of a voluntary undertaking) から生ずると見られる方がより良い。』と述べているのである。<sup>(87)</sup>」

#### ④ Hedley Byrne 事件に適用されうる法原理の表明

Devlin 卿は、Hedley Byrne 事件に適用することができると同卿が考慮するところの法原理の表明を次の様な言葉で開始している。

「諸卿よ、上述の法原理<sup>(88)</sup>は、今だから、被告が履行することを引受けている益務もしくは役務 (service) が情報<sup>(89)</sup>の入手および提供である場合、あるいは、情報の入手および提供を含む場合の事件に適用されたことがないことは明瞭である。しかし、私は、何故に、それが適用されるべきではないのかを看取することができない。すなわち、もし、Derry 対 Peek 事件が適切な注意を欠く言説についておおよそすべての負うべき法律上の責任を否認するものであるとすることは誤っていると考えられて来なかったのであるならば、私は、今や、虞らく、誤っていると考え

られるように達することになるであろうと思う。問題となる情報が、事実からもしくは意見から成るものであるか、あるいは、それら双方の一つの混合であるのか否か、または、その情報が特殊な諸調査の一個の結果として入手されたのかは、または、既に被告の占有するところであるもろの諸事実にもしくは被告の専門的知識の一般的な蓄積に由来するの否かは、問題となりうることはない。人は、私が既に明示するよう務めて来ているところによれば、この情報提供の関連において、調査を行なうべき一個の義務と言説を行なうべき一個の義務との間に区別を立てることはできないのである。<sup>(8)</sup>」

この様に、Devlin卿は、同卿の判決において、Derry 対 Peck 事件がネグリジェンス法に関して、判例法上に有しているとされて来た結果を覆えすことを確言して、Hedley Byrne 事件に適用される法原理について、この様に宣明するのである。

「私は、それ故、諸卿が今や以下の様に述べることを正当化するために十分な先例が存在すると考える。すなわち、おこないにおいてと同様にまたことばにおいても注意を行使すべき一個の義務を生ぜしめることがあるもろの特有な関係の諸範疇は、契約上の諸関係にもしくは信認義務 (fiduciary duty) を帯びる諸関係に限定されるのではなくして、更にまた Nocton 対 Lord Ashburton 事件における Shaw 卿の文言にあらわれているように、「契約と同等」である諸関係、つまり、約因が欠如していない場合には、一個の契約が成立することになるであろうもろもろの四囲の状況において、一個の責任の引き受け (an assumption of responsibility) が存在する諸関係も含むのである、と。単なる表示とは異なった特質を帯びる一個の明示の引き受け (an express undertaking) および一個の明示の担保が存在する場合には、少しの困難も生じえないのである。「責任の引き受けの存在について」困難が生ずるのは、いわゆる引き受け (the undertaking) が推認されうべき諸事件を識別する際においてである。この引き受けの推認に伴う困難に関して、約因の欠如は、関連性を欠いたものではないのである。情報もしくは助言の

ための支払い、情報もしくは助言が信頼されること、および情報もしくは助言が信頼されていることを、情報もしくは助言の提供者が認識していることの有効な証拠方法となる。何らの約因も全く存在していない場合には、もろもろの社会的「交際上の」関係ともろもろの専門職の關係との間に、また、一個の契約上の特質を帯びているもろもろの關係とその特質を帯びていないもろもろの關係との間に、區別を行なうに當って、より大きな注意を「払う」ことが必要になるであろう。助言者が気さくさ (good nature) から純粹に行動しているのか否か、あるいは、助言者が何らかの間接的な方式において報酬を得ているのか否かは、しばしば、考慮すべき実質的に重要な問題をなすことがある。ある銀行が一つの照会回答証明書を与える際において履行する益務もしくは役務 (service) というものは、単に、商的取引を助力するための望みからなされるにすぎないものではないのである。また、もし銀行のもろもろの顧客の取引が、その銀行が顧客の信用が良好であるのにもかかわらず、それらの信用状態について証明を与えることを拒否したという理由によって、成立しなかったとするならば、その場合に問題の銀行が履行する益務もしくは役務は、それらの顧客の信用を落とすものになることであろう。」

Devlin 卿は、こう述べて、ネグリジェンス法上ことばにおいて注意義務を生ぜしめる特有關係について、Hedley Byrne 事件に適用しうる法原理を表明したのである。同卿が宣明した法原理とは、結局において、「情報もしくは助言にもとづき行動する者に対する一個の責任 (responsibility) を生ぜしめ、そして、それ故に、その者に対する一個の注意義務を創出する種類の關係」が、契約と同等の關係であるというものである。そして、その場合に創出される注意義務の前提とされる責任 (responsibility) とは、「ある一定の類型の人々に対して、もしくは、ある一定の種類の状況において、法によって、課される一個の責任 (a responsibility)」ではなく、「一個の一般的關係、例えば、ソリシターと依頼人、あるいは、銀行家と顧客の關係が創出されている場合に、一般的に、あるいは、一個の特定個別的な取引行為に関連して、特有的に、そのいずれかにおいて、自発的に受け入れられる、もしくは、引き受



けられる一個の責任 (a responsibility)<sup>(81)</sup>」であるというものであった。Devlin 卿の判決においては、ネグリジェンスにおける責任 (liability) を「もろもろのおこなひ (deeds) とおつては加えて、もろもろのことば (words) において承認する際に、「責任の引受け」 (an assumption of responsibility) の存在が前提的基礎をなすものとされていることに、十分な注意を与えておくことが必要である。

④ 法が責任の引き受け (an assumption of responsibility) を推認する四圍の状況について  
定義する際に生ずる困難と諸問題

この様にして、Devlin 卿が、実は、ことばにおいて注意義務を生ぜしめる特有関係について、単に「契約と同等」の関係という簡明な用語をもって宣明している点に、Reid 卿および Morris 卿がそれぞれ一個の定義的表明を行なって限定的に宣明しているの比べて、対照的に広範な態度を採っていることを明瞭に看取することができる。てさしつかえないであろう。この同卿の態度には、Atkin 卿が「隣人原理」を表明する際に発した警告の影響が窺えるのであるが、何故に、Devlin 卿が一個の定義的宣明を行なわなかったのかについて同卿自身の説明を確認して、その判決中の法原理の探究部分の分析を終えることにしよう。

「責任 (responsibility) は、単独の行為、例えば、照会回答証明書の発行に対してのみ、かつ、右の行為の実行が責任の自発的引き受けを合意していた場合にのみ、附着 (attach) しようにすぎないのである。このことは、私が理解するところによれば、本院が、結局において、本件上告を棄却する際にもとづく事由のための基礎をなすものであるという理由によって、大きな重要性を帯びる一個の問題点となるのである。私は、法が、一個の契約を推認するであろう際のもろもろの条件を定式として整述することが可能であるよりも以上に、法が、一つの個別具体的な事件において、一個の自発的引受けを推認するであろう際にもとづくもろもろの条件のその全てを精確に定式として整述することが可能である、とは考えない。しかし、諸卿が、一個の推認が通常なされることになるであ

ろう際の四囲の状況を記述しているかぎりにおいて、私は、諸卿のもろもろの宣明のいずれのそれも、問題点についての一一般原則 (the general rule) を明示するものとして進んで採用する。また、私は、Candler 対 Crane, Christmas & Co. 事件におけるその反対意見<sup>(87)</sup>において、ある言説をなす際に注意を行使すべき一個の義務が存在する四囲の状況について、Dennis 控訴院裁判官によってなされている宣明に対して、右と同一の顧慮を払<sup>(88)</sup>う。」Devlin 卿は、上述の様に、問題点のための一般的法原理を整式化することを希求しないことについて、二個のより具体的な理由を挙げている。

「その第一番目は、Nocton 対 Lord Ashburton 事件における Shaw 卿の意見の中に、すなわち、契約と同等である一個の関係というその觀念に、本件において生起している状況に及ぶために必要とされる全てを、私が発見したということである。Gardiner 氏「上告人側バリスター」は、問題の信用照会回答証明書が、被上告人によって、訴外銀行を経由して、同被上告人にとっては誰がその本人であるかの確認は実質的に重要な問題とはならない訴外銀行の氏名不詳の顧客に対して、その顧客の使用のために、了知されるよう伝えられることが意図されていたことを、同氏が確認することができない場合には、勝訴を請求することはないのである。本件に欠如していたものは全く「擬制によらない」方式的な約因にすぎなかったのである。……

私は、それ故、契約と同等の一個の関係が存在する場合にはいつも、一個の注意義務が存在するという命題「を宣明すること」で満足するものとする。かかる一個の関係は、一般的 (general) 関係あるいは特定個別的 (particular) 関係のいずれかをなすといつてさしつかえない。一般的関係である場合のもろもろの実例は、ソリシターと依頼人の関係および銀行家と顧客の關係の諸実例である。その一般的關係の前者のためには、Nocton 対 Lord Ashburton 事件が長い間先例として存続して来た。また、その後者については、私が敬意をもって是認する Woods 対 Martine Bank Ltd. 事件<sup>(89)</sup>における Salmon 高等法院裁判官の判決が存在しているのである。その他の

実例が猶確証されるために存在してるといつてさしつかえない。この種類の一般的関係が存在する場合には、その一般的関係の存在を立証するより以上のことを行なう必要はないのであって、その場合の注意義務〔の承認〕は、「右の立証に」追隨して行なわれるのである。しかし、本件におけるように依拠される関係が随時に創設される一個の特定個別の関係である場合には、明示のもしくは推認による一個の責任の引き受けが存在するの否かを看取するためには、その特定個別の事実関係を検討することが必要となるであろう。

私は、上述の命題を近接関係についての一般的観念〔つまり、隣人原理〕の一つの適用として見ている。一個の新しいより広範な命題が、およそなんらかの契約の観念とは全く別個に、必要とされることになるであろう諸事件が、将来、生起することがあるかも知れない。例えば、一個の言説がある特定の者の使用のために提供されていないもろもろの場合が生起するかも知れない。その場合には、近接関係についての一般的観念に立ち戻り、そして、Donoghue 対 Stevenson 事件において行なわれたように、右の一般的観念から、当該の事件の事実関係に適合する一個の具体的個別の命題が導き出されうるか否かを看取する必要があることになるであろう。……省略……しかし、私は、「右の将来の場合について適用されうる」およそ何らかの定式を整述することに私自身が関与することよりも、このような場合がいかなる事件として具体化されるかを見ることを選好する。なぜならば、私は、私が既に引用した Atiyah 卿のイギリス法の適応性に不必要な諸制限を設けることに對する警告を、念頭に置いているからなのである。私は、Donoghue 事件から同様にしばしば引用される『ネグリジェンスの範疇はけっして閉じられていない』という Macmillan 卿の余論<sup>(86)</sup>を全く文字通りに私が受け止めていることを明瞭にした、と考える。イギリス法は、近接関係の原理の実例となるおよそなんらかの新しい範疇もしくは命題を包含するために十分に広範である。

私には、警戒の念を抱くことにつきもう一つ別の理由がある。すなわち、本件およびそれと同一の類型 (the

(same type) の他の事件において問題となっていることがらの本質が責任の引き受けであるがゆえに、私は、その本質的条件が達成されるにもかかわらずもろもろの制限的な用語を置くことに対して防禦するようせむすべきなのである。もし、一人の被告がある原告に対して、これをあなたのために行わさせて下さい。あなたの金銭を一人の専門職を雇用することに消耗しないで下さい。私はそれを無償で行ないます。あなたは私に信頼 (Trust) することができません。」と述べるとするならば、私は、単に、その被告が何らの専門職の一員でも全くなかった、何らの資格もしくは特殊な熟練による技能も全く有しなかった、また、何らかの資格もしくは技能を有しているものと自身を見るようし向けなかったという理由のために、負うべき法律上の責任 (liability) を回避しうることになるであろうとは、考えない。上述の諸要因が、負うべき法律上の責任の成立に関して有する関連は、被告がかかる四囲の状況に照らして、一個の法的責任 (a legal responsibility) を引き受けている蓋然性が存在しないことを明示することであって、このようなものとして、それらの要因はしばしば「負うべき法律上の責任の有無について、」決定的なものとなることである。しかし、それらは、理論的には、結論的なものではなく、それ故、定義の対象とならうるものではないのである。もし、それらが結論的なものとされるならば、それは興起を欠くものとなることであろう。なぜならば、それは、原告が、De Le Bere 対 Pearson Ltd. 事件<sup>(86)</sup>におけるように、問題の定義の厳格さを回避するために、契約において訴訟を提起し、約因の代用となるであろうあるものを設定することを希求することになるであろうということを意味するものとなるであろうからである。これは、私の考えでは、問題点についての法における一つの望ましくない発展をなすものとなるであろう。そして、その厳格さを回避するための最良の仕方は、約因の存在もしくは不存在が何ら相異を生ぜしめないように、問題点についての法を定着せしめることなのである。」

このように、Devlin 卿の法原理は、三卿の中で、最も広範なものと見てさしつかえないものなのである。

## 2 注意義務を生ぜしめる四囲の状況についての法原理の Hedley Byrne 事件

### への適用

以上、検討して来たところから明らかのように、Hedley Byrne 事件がその四囲の状況に照らして、一個の特有義務が開明されべき事件であることについては、諸卿の意見は一致している。しかしながら、適切な注意を欠く不実の言説が惹起した純粋な経済的損失の回復が問題となっている Hedley Byrne 事件に、直接に適用されうる法原理を確定する際に、諸卿は、一個の特有義務として注意義務を生ぜしめる四囲の状況とは、一体、いかなるものであるかについては、その意見を異にしているのである。この点に関しては、更に、本稿の「あとがき」において、多少、詳細な分析が行なわれることになる。この段階においては、諸卿が確定している法原理を Hedley Byrne 事件に適用しているそれらの意見部分の検討によって、右の相異点の所在をより明瞭に把握しておこう。

#### (i) Reid 卿の意見

⑦ Reid 卿は、問題点についての法原理の表明に続けて、Hedley Byrne 事件に同原理を適用するために同事件における下級審の判決が是認している Candler 対 Crane, Christmas & Co. 事件における控訴院の判決について、もし、問題点についての既述の法原理が正当なものであるとするならば、Candler 事件判決は、誤って決定を与えられたものになると明言し、同事件の事実関係<sup>(97)</sup>および同事件における控訴院の多数意見を検討している。その結果、Reid 卿は、Candler 事件における控訴院の多数意見が、Le Lievre 対 Gould 事件に拘束されること、および、Donoghue 対 Stevenson 事件は何ら適用がないことを判示したことは、先例の法理から見て、正当なものであり、Candler 事件における控訴院が Le Lievre 事件のレイシオ・デシデンダイが同事件に及ばないと述べることは非常に

困難なことであった、と考えていることを明らかにしている。また、Candler事件における Denning 控訴院裁判官の反対意見については、同意見が、Candler事件の事実関係にもとづき同事件と Le Lievre事件とを区別してその結論に到達している点は、Candler事件において Le Lievre事件のレイシオ・デシデンダイが適用されていることに照らしてみるならば、十分なものではなく、Candler事件は、Le Lievre事件における法準則が有効なものであるか否かを考慮する適当な機会ではなかったとの論評を与えて、その検討を終えている。それゆえ、Raid 卿は、更に続けて、Le Lievre 対 Gould 事件のレイシオ・デシデンダイが維持しうるものであるか否かを面前の事件の機会を捉えて考慮するために、同事件の検討に移っている。同卿は、事件の事実関係を確認した後<sup>(90)</sup>、こう述べた。

「私は、既に、一個の注意義務を生ぜしめる関係を確認するために必要な近接関係の程度について、何か決定を与えることを意図していないことを述べた。しかし、Le Lievre 対 Gould 事件においてこのような近接関係が存在することを認定することは、困難であるように思われることであろう。そして、同事件における実際の判決は、それゆえ、精確なものであったといつてさしつかえないものである。しかし、その判決は、その近接関係の事由にもとづかせしめられなかったのである。もし、その事由にもとづかせしめられていたならば、Cann 対 Willson 事件は遡及的に変更されることはなかったであろう。

Esher 記録長官は、原告と被告との間には何らの契約も存在しないこと、および、『Derry 対 Peak 事件』において、本院は、契約が存在しない場合には、適切な注意を欠く行動を理由とする一個の訴訟は、詐欺が存在しない時には確認されえない。』こと、を判示した。Bowen 控訴院裁判官は右と類似の理由を述べた。すなわち、

『その後、Derry 対 Peak 事件は、この問題点についてより一層の決定——すなわち、本件と類似の事件 (Derry 対 Peak 事件はそれ自体その一個の事例なのであるが) においては、法律上、注意を用いるべき何らの義務もまったく存在しない、との決定を行ったのである。』と。

同裁判官はこう付け加えた。すなわち、

イギリス法は、『人が文書に著わすものは、銃もしくは他の危険な器具とおなじものであるとは、考慮しない。それゆえ、もし、その人が詐欺を意図していないのであれば、法は、契約が存在していない場合には、その人が適切な注意を欠いた証明書を発行したことに、その人に、責任を有する (responsible) と判示することはないのである。』と。

このようにして、Bowen 控訴院裁判官および Esher 記録長官のいずれの裁判官も、Cann 対 Willson 事件が「同事件において」一個の注意義務が成立すると決定を与えたことは誤りであると判示したのである。「しかし、」私達は、今や、Donoghue 対 Stevenson 事件の先例性にもとづき、Bowen 控訴院裁判官が、注意義務を、銃もしくは他の危険な器具〔の事件〕に対して成立するものであると限定したことは誤りであったということを、認識している。そして、私は、更に、私が既に挙げた理由によって、同裁判官がもろもろの言説に関連する注意義務を、一個の契約が存在する事件に限定したことも誤りであったと考えるのである。その双方の問題点について、Bowen 控訴院裁判官は、その当時、一般的に、問題点についての法であると信じられていたものを表明したのであるが、本院における後のもろもろの言明が、右の限定を取り除くために、より以上のことを述べているのである。私は、それゆえ、Le Lievre 対 Gould 事件のレイシオ・デシデンダイは誤りであるということ、および、Cann 対 Willson 事件は遡及的に変更されるべきではなかったということ<sup>(97c)</sup>を判示することになるであろう。」

④ Reid 卿は、以上のようた、Hedley Byrne 事件における下級審判決を決定づけた緒先例が貴族院において問題点についての法原理の適用を妨げるものとはならないことを確認し終えて、いよいよ、問題点について同卿が定立した法原理を Hedley Byrne 事件に適用するのである。それに先だって、Reid 卿は、銀行家の負う義務について、この

ように述べている。

「今や、私は、上述の諸原理を本件に適用しなければならぬ。本件上告人が苦情を申立てているものは、不注意 (carelessness) の通常の意味における適切な注意を欠いた行動ではなくむしろ誤った判断 (misjudgment) であつた。その判断において、被上告人は、一個の公平な財務評価を行なうよう誠実に希求しながらも事実において、その顧客の信用につき、一個の事実と異なった誤導的な印象を与える言説をなしたのであつた。現在では、銀行家達は、普通に、かれらの業務の一部分として、顧客達に関する照会回答証明書を発行しているように思われる。私は、どの程度、それらの顧客達が、一般的に、銀行家達に、顧客達自身のもろもろのことがらを開示するよう認許されているかについてしらない。しかし、開示が認許されている場合においてさえも、ある銀行家が、その顧客に対する義務 (duty) を、一個の問い合せに対して公平に衡量された回答を与えようとするその願望に一致させることは、必ずしも常に、容易であることにはならないのである。そして、それ故、照会依頼者が、他の種類の問い合せに対する回答において熟練による技能を有する人達が与えると思込まれることになるであろうような、意見についてのもしくは正確な事実に関する情報についてのその一個の充分かつ客観的な言説を、見込むことはほとんど出来ないのである。したがって、もし、ある銀行家が、一個の十全な責任否認条項もしくはその他の警告を付さないで一個の回答を与えたとするならば、誠実であるべき一個の義務を超えるいかなる義務を、その銀行家が引き受けたと判示されることになるであろうかを正当に確定することは、通例見られない程に、困難なことであるように、私には思われる。」

⑨ Reid 卿は、そこで、銀行家達が、照会回答証明書の発行について、誠実義務以外のいかなる義務を負うことになるのかを検討するために、Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件<sup>(8)</sup>における貴族院判決の検討に取



りかかるのである。

### ⑧ Robinson 事件の事実関係

同事件は、実は、被告側人側によって、Hedley Byrne 事件と区別することができない事件であるとされ、その事件が定立している原理、すなわち、銀行家は銀行の顧客の信用状態に関する照会回答証明書を照会者に与える場合に、誠実に回答する以外に、何らの義務もその照会者に対して全く負わないという原理を、Hedley Byrne 事件において、適用するよう求められている事件であった。これに対して、原告側の人側主張は、同事件の事実関係は、その事件の原告が、Hedley Byrne 事件における照会回答報告書が信頼されたのと同じ態様において、その事件の問題の照会回答書に信頼していなかったという理由によって、Hedley Byrne 事件の事実関係と区別されるものであり、また、更に、同事件は現代においては追隨されるべきでない事件である、というものであった。すなわち、原告側人は、Robinson 事件の判決が行なわれた当時においては、銀行家の照会回答証明書の発行から生ずる義務を誠実な回答を与える義務に限定することは合理的であったとされてもさしつかえないことであるが、現代における業界の取引慣行は、適切な注意を欠く行動が存在すべきではないというより一層の義務を課すことが正当であると主張していた。<sup>10)</sup> Reid 卿は、先ず、事件の事実関係の確認を行なっている。

「スコットランド民事上級裁判所 (Court of Session) <sup>(10)</sup> における Robinson 対 National Bank of Scotland 事件」についての判例集から、同事件の事実関係を導き出すことは容易なことではない。幾多の証言が依拠されえないものと判示されているのであった。また、同事件の主要な争点である詐欺は、本件の諸目的につき関連性を有しないものである。しかし、事件が生じた仕方は、以下の様であったと思われる。訴外 Harley および二人の Inglis 兄弟は金銭を上げよう (raise money) と願望したのであった。それらの者達は、Harley が借主となり Inglis 兄弟が保証人となる予定であるという不実の基礎にもとづいてある保険会社と交渉を持った。Inglis 兄弟の

財務上の地位に関して右会社を納得させるために、Harleyはロンドンの自分の取引銀行をして、被告銀行の支店代理人であるMr. Arthurに対して書簡を送信せしめた。そして、Mr. Arthurは一九一〇年七月二十八日に一個の回答を「右会社に対して」送付したが、それは、終極的に、非難に値する程に（culpably）不注意であったが詐欺的ではなかったと判示されたものであった。Robinsonは、問題の問い合せが訴外Harleyによってなされるに先立って、一人の保証人となるよう訴外Harleyによる交渉を受けた、と陳述した。しかし、Robinsonは、同年九月以前に問題となっていることがらに関与せしめられていないとスコットランド上級裁判所外院裁判官（Lord Ordinary）が判示したことによって、その陳述の真実性について、不実を抱かれたのであった。右の点は、スコットランド上級裁判所内院の多数意見によって認容されたものであった。しかも、本院の諸卿の何人も、問題の七月二十八日の回答状が原告のために入手されたものではなかったというその事実認定に対して疑念を持っていることを示唆するものは全く存在していないのである。HarleyおよびIngليس兄弟はそれらの計画を七月の間には進行させなかったが、九月に入ってももろの交渉を再開したのであった。訴外保険会社は一人の保証人の追加を望み、HarleyはRobinsonに交渉したのである。そこで、一個の更なる照会回答証明書がIngليس兄弟の財務状況について依頼されて、Mr. Arthurから十月一日に入手された。しかし、右証明書については、何ら問題とされなかった。事件における主張の成否は全く七月二十八日のMr. Arthurの回答書簡に依拠することになったのである。更なる交渉の後に、訴外保険会社はHarleyに対して、Ingليس兄弟および原告を保証人とする貸付けを履行した。HarleyおよびIngليس兄弟は全て破産人となり、Robinson金は貸付保証人の地位にしたがって、訴外保険会社に対して支払いを履行しなければならなくなったのである。」

○ Robinson事件における当事者の主張および内院の判決の基礎

Reid卿は、事実の確認に續けて、当事者の主張およびRobinson事件におけるスコットランド上級裁判所の上訴

部である内院の判決の基礎について、次の様な検討を行なっている。

「Robinson は National Bank および Mr Arthur を訴えた。原告は、Mr Arthur の回答書簡が詐欺的である」と、原告がその書簡によって問題の貸付けを保証するよう誘引されたことを、申立てた。原告は、更に加えて、Mr Arthur が認識していたところの Inglis 兄弟に関する一定の諸事実を開示すべき一個の義務を負っていたことを、申立てたのであった。しかし、この代替的な主張は、Robinson 事件の訴訟においては、一個の非常に軽微な役割を演じただけであった。スコットランド上級裁判所内院裁判官 Clerk 卿は、こう述べた。すなわち、

『私には、Nocton 事件が決定された際にもつづいた諸原理を私達が適用することを正当化することになるであろうような、原告に対して負うよう Mr Arthur 氏に課されるところの何らのそのような開示義務も全く存在していなかったように思われる。』(1916 S. C. 46, at 63.) と。同内院裁判官 Dundas 卿は、誤った助言について、その依頼人に対してある一人のソリシターが負うべき責任に関する事件、および、一個の信認義務から生ずる類似の責任に関する事件を引照し、こう述べた。すなわち、

『それらの事件は、本件の事実関係に対して何らの関連性も全く有していない、あるいは、何ら適用されることがないものであるように、私には、思われる。』(1916 S. C. 46, at 67.) と。

同卿は、更にまた、問題の七月二十八日の回答書簡の最後の文章に注意を与えて、それが、もし、詐欺 (fraud) が本件の主張から除かれるとするならば、重要なものとなるであろうと説明したのであった。右の文章とはこうである。すなわち、

『上述の情報は極秘であると考えされるものとする。その情報は、私達が情報を供与する際に、おおよそいかなるものであれ何らの責任 (responsibility) も、私達が全く受被 (incur) しないものであるという明示の理解にもつづいて、与えられる。』と。

スコットランド上級裁判所内院裁判官 Salvesen 卿は、反対意見を述べたが、上の問題点を取り扱わなかった。そして、同内院裁判官 Guthrie 卿は、単に、信認関係は全く存在しなかった、と述べたにすぎなかった (1916 S. C. 46, at 85<sup>(8)</sup>)。]

### ⑤ Robinson 事件における貴族院判決

Reid 卿は、更に続けて、貴族院における Robinson 事件の論証の過程において異例の手続が取られたことに言及した後に、同事件が Hedley Byrne 事件における問題点、すなわち、注意義務を生ぜしめる一個の特有関係が存在するか否かの問題点について、拘束力のある先例ではないことを、こう述べている。

「本院においては、Robinson 事件の論証を通じて、一個の異例の手続が取られた。つまり、

『被上告人側のバリスター Blackburn 氏が手短かに審理を受けた後に、Earl Lorenburn 卿は、同バリスターに対して、貴族院における諸卿が、目下に助言されたところにしたがって、次のように考える旨を通知した。すなわち、Mr. Arthur には訴求者に対して負う何らの特有義務も全く存在していないこと、被上告人は、Mr. Arthur の行なった表示が不誠実でなかった場合には、法律上の責任を負わないこと、および、諸卿は、今だに猶、問題の表示が不誠実であったとの心証を得ていないこと、……問題の四囲の状況に照らして、貴族院は本件上告を棄却する用意があること、しかし、本件の訴求者が、法律上なんらかの訴訟原因を有していなかったにせよ、[上告の棄却によって、]悪しきさまに取り扱われることになってしまふと考慮するが故に、諸卿は、両当事者側に訴訟費用を免れせしめるものとすべき命令を発すること、がそれであった。Lorenburn 卿は、被上告人側バリスターは、事件を更に一層論証することを選択し、上述の諸卿の見解を変更するよう試みてもさしつかえないのであるが、しかし、もちろん、同バリスターは法的責任 (legal responsibility) に関する諸卿の見解と同様に訴訟費用についての諸卿の見解を変更することに伴う危険を冒すことになるであろう、と述べたのであった。』

(1916 S. C. (H. L.) 154-5.) Blackburn 氏は、その後で、——賢明であったことは、疑いのないことであるが——何らの陳述も行わずに、被上告人銀行側に有利な判決が与えられたのであった。

Robinson 事件は、本件との間に区別を設けることができないものに、誠に近い事件である。Lorenburn 卿は、M' Arthur が、その回答書簡は直接の照会者以外の他の者に影響を与えるよう、使用される場合のあることを認識していたという事実を、もし、詐欺が立証されるのであれば、Robinson に、訴訟の基礎をその回答書簡にもとづかせしめる権原を付与するものである、と顧慮した。しかし、私には、同卿が、もし、「詐欺以外の」他の事実関係が一個の特有関係を創出するに十分であったとするならば、一個の注意義務を随伴する特有関係が存在することになるといふことを、Robinson が確認することを可能にするに十分な近接関係が、Robinson と M' Arthur との間に存在していたことになるであろう、と決定することを意図していたことは、明瞭ではない。私は、上述の同卿の顧慮を、注意義務を随伴する特有関係の存在の問題についての一個の拘束力を有する決定であるとは考えないであろう。<sup>104</sup>

#### ② 銀行家の負う義務について

このようにして、Reid 卿は、問題となっている銀行の注意義務が成立する場合について、十分な近接関係の有無が問題を決定づけるものではないことを改めて確認した後、Haldane 卿の意見を検討して、こう述べている。

「Robinson 事件の被告銀行の義務の関連において、Haldane 卿はこう言明した。

『私が若干申し述べたいもう他の一つの問題点がある。すなわち、それは、上告人によって主張されている、本件における四囲の状況にしたがって、一個の特有の注意義務が成立するの否かに関するその問題である。本院における Dery 対 Peck 事件は、最終的に、スコットランドにおいて、イングランドおよびアイルランドにおけると同様にまた、本件と類似の一個の事件においては、注意を用いるべきならぬ義務も全く確認されないとい

う結論を、確立したのであった、と私は考える。普通の誠実さの一般義務 (the general duty of common honesty) が存在する。それ故、その一般義務は、もちろん、本件の四囲の状況に対して、それが全ての他のものもろの四囲の状況に対して適用があるのと同様に、適用される。しかし、一個の単なる問い合せが、ある銀行家によって他の者についてなされる時に、その者が銀行家に対して何らの特有関係にも全く立っていないとするならば、その場合には、もし注意を用いるための一個の契約が開明されうる四囲の状況が欠如しているとすれば、私は、私が言及した普通の誠実さの義務の外には何らの義務も全く存在しない、と考える。』(1916 S. C. (H. L.) 154-5.) 私は、『注意を用いるための一個の契約』によって、Halane 卿は注意を用いる旨の一個の合意もしくは引き受けを意味したに違いない、と考える。Robinson 事件はスコットランドの事件であり、スコットランド法によって、約因を欠く、一個の契約が成立しうるからなのである。すなわち、Haldane 卿が、スコットランドにおけるおよびイギリスにおける類似の諸事件は上の理由のために特有関係の問題について相異なる決定を与えられることになるであろうことを意味していたということはできないのである。私は、これは一個の思い着きによる即興の判決であると注釈を付すよう権原を与えられている、と考える。それ故、Haldane 卿は、「一個の単なる問い合せ」を、注意を用いる旨の引受けが開明されうるものもろの特有の四囲の状況が存在する一個の事件とを対照していたことになるのである。Robinson 事件においては、何らかのこのような引受けが、私が引用した Mr. Arthur の回答書簡における文章によって排除されていた。すなわち、その文章において、Mr. Arthur は、問題の情報は、『私達が情報を供与する際に、およそいかなるものであれ何らの責任も、私達が全く受被しないものであるという明示の理解にもとづいて、与えられる。』と、述べていたのであった。<sup>106</sup>」

⑦ Reid 卿は、この様にして、Hedley Byrne 事件においても、注意を用いる旨の引受けが確認されうる特有の四囲の状況が、責任否認条項の存在によって、成立していないことを根拠として、判決が与えられることになるという結論に到達しているのである。同卿はこう述べている。

「本件と Robinson 事件との間に設けることが唯一可能な区別は、本件では、十全な責任否認条項が全く存在していなかったということであるように、私には、思われる。しかし、本件においては、上告人が問い合わせを行なう際の代理人となった上告人の取引銀行は、『秘密にかつ私達の側に責任 (responsibility) を帯びないで認識することを望んでいる。』と述べて被告銀行との間の交渉を開始していたのである。すなわち、『私達の側に』とは被上告人側なのである。それ故、私は、どのようにして、上告人は、右の責任の否認を願慮しないための権原を付与されるのか、また、被上告人が一個の責任 (responsibility) を自らに受被したというその上告人の主張を、維持しうるのかを、理解することができないのである。

上告人は、「その論証の根拠を、」明瞭な言葉以外の仕方においてなされるのであれば、契約から発生することになるであろうところの注意義務を排除するためには、まさしく、その明瞭な言葉そのものが必要とされる多数の契約の事件に、もとづかせしめた。右の論証に対しては、私は、二個の回答が存在すると考える。すなわち、契約の事件においては、適切な注意を欠いた行動を理由とする法律上の責任 (liability) を排除するためには、責任否認 (disclaimer of responsibility) の明瞭な文言が必要となる。しかし、本件において問題となっていることがらには、一個の注意を行使すべき義務を負うための引受けが開明 (infer) されうるのか否かなのである。この問題は、契約の事件における責任否認 (disclaimer of responsibility) の問題とは非常に異なることがらをなすものである。そして、第二番目に、まさしく契約の事件において、一般的な文言は、もし、適切な注意を欠く行動を理由とする法律上の責任 (liability) 以外に、排除されるための他の何らかの種類の法律上の責任が全く存在していないとす

るならば、「責任否認のためには」十分なのである。つまり、その場合の一般原則は、一方当事者は、十全な文言が使用されていない時には、適切な注意を欠いた行動を理由とする法律上の責任を免れない、ということである——Rutter 対 Palmer 事件における Scrutton 控訴院裁判官の判旨<sup>96</sup>。本件では、一個の誠実な回答を与えるべき義務が存在したことは認容されていても、私は、更に一層負うべきいかなる法律上の責任が、適切な注意を欠く行動を理由とする法律上の責任以外に、排除を受けるために存在しうることになるであろうかを、検討しない。なぜならば、本件では、何らの契約も全く存在していないのであるから、担保の問題は全く存在しなかったのである。

私は、それ故、被告人がその回答を与える際に注意を行使すべき何らの義務もけっして引受けなかったことは明瞭であるという意見を有するのである。本件上告人は、このような一個の義務が存在しなかった場合には勝訴することはできない。そして、それ故、私の判断によれば、本件上告は棄却されなければならないのである。<sup>97</sup>」

Reid 卿は、結局において、責任否認条項 (disclaimer of responsibility) が存在している Hedley Byrne 事件の四囲の状況に照らして、注意を行使する義務の引受けが開明されえないという根拠にもとづいて、同卿の決定の結論に到達していることについては、十分な注意を与えておくことにしよう。

## (ii) Morris 卿の意見

Morris 卿は上述の法原理にしたがって、問題点についてその結論に到達して、こう述べている。

「私は、既に言明したように、本件を、被告銀行が述べたことが事実において訴外銀行の一顧客である氏名不詳の人に伝わることになるであろうことを、被告銀行は認識していたという基礎に立って考究する。訴外銀行が被告銀行の顧客の信用状態について認識することを求めたという事実は、上述の考究方法を採用するという結論を妨げるものではない。以上の四囲の状況に照らして、私は、ある義務がその者が誰であれ氏名不詳の者に対して被告銀行によっ



て負われていた、と考える。一個の誠実義務が存在したのである。しかしながら、より大きな問題は、一個の注意義務が存在していたか否かなのである。被告銀行が訴外銀行からの問い合せに回答する必要は存在していなかった。しかしながら、もろもろの銀行間の問い合せが回答を与えられることになるであろうか否かは、銀行の便宜上のもしくは慣例上の問題であり、また、恐らくは、相互の業務上の利益の問題であるように思われる。被告銀行が原告からの直接の問い合せに回答することになるであろう蓋然性が極めて低いという事実は、被告銀行が与えた回答についてなされることになるであろう利用について、被告銀行が何を認識しなければならなかったのかに関する問題に影響を与えないものであるが、しかし、その事実は、被告銀行が行なうことを引受けたことが何であったかを考慮する際には、顧慮の外に放置されることができないものである。私には、被告銀行が、一個の問い合せに回答するに先立って、『もろもろの取引の記録を調査し、もろもろの文書を研究し、それらの有利なまた不利なもろもろの側面を衡量しかつ対比した上で、十分に均衡のとれたかつ十分に練られた文言をもって一個の報告書を提出することに、』時間と労力を費すことを引受けていたようには、思われないのである（私は、Parson 控訴院裁判官の文言を引用した）。また、訴外照会銀行（それ故、また、同銀行の顧客も）はこのような手続を予期したであろうとは、私には思われない。これが、Haldane 卿によつて、Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件において、同卿が一個の『単なる問い合せ』がある銀行家によつて他の銀行家に対して行われていることを語る際において、意味されていたことであつたと、私は考える。Parsons 対 Barclay & Co. Ltd. 事件<sup>108</sup>において、Cozens-Hardy 記録長官は次の見解を表明した。すなわち、ある銀行家が、一個の照会を求められる場合に、照会対象の人物の破算もしくはその他の点に関する以外の「問題」領域について、もろもろの問い合せを行なうこと、または、その銀行家に提起されている問題に、現に、存在している面前のもろもろの帳簿および計算書類によつて、銀行家が認識したことからみて、誠実に回答するより以上のことを行なうことは、その銀行家の義務の何らの部分

も、全く、なしていないのである、と。本件においては、一個の方式に則った詳細な報告書に類似する何らかの報告書を受領することは全く考慮されていない。このような報告書は、ある会社の諸活動の性質、範囲、および程度に係るもろもろの本来適切なかつ関連性を有する問い合せの全てを行なうべき義務、および、その会社の財務上の信用、効率性、地位、およびその業界における声望に関して採用しうる全ての証拠方法を手しかつ整理すべき義務が課される何らかの利害関係によって、（恐らくは、報酬と引き換えに、）与えられることがあるといつてよいものであろう。それ故、もし、ある銀行家が信用に関連して一個の照会回答証明書を簡潔な意見表明の形態において与えるとするならば、その銀行家は、一個の誠実な回答を行なうより以上の何らかの高度な義務（*duty*）を受け入れていないのであって、その銀行家に対して期待される「一般的誠実義務」より高度な義務は成立しないのである、という見解に有利となるように述べられている多くのことがらが、存在しているのである。しかしながら、私は、本件において問題となっていることの上述の側面を、更に一層、取り扱うことを希求する必要はない。それは、恐らく、一般的な適用のある何らかの宣明が及ぶことができないものなのである。なぜならば、私の判断によれば、本件の被告銀行は、同銀行が用いた文言によって、実際に、一個の注意義務の引受けを否認したからである。被告銀行はその回答が責任（*responsibility*）を帯びないという基礎にもとづいて、問題の問い合せに単に対応したにすぎない旨を陳述したのであった。もし、問い合せを行なう者がその回答を受領しかつその回答にもとづき行動することを選択するとするならば、その回答が与えられる際にもとづいてあるもろもろの限定的な用語を顧慮に入れないということとはできない。照会者は、一個の条件を付されて与えられている回答を受領した後、その条件を否認することはできないのである。

それ故、私は本件上告を棄却するであらう。<sup>(9)</sup>」

Morris 卿の意見は、結局において、「単なる問い合せ」に回答したにすぎない被告は、責任否認条項によって、注

意義務の引受けを否認していたことに、その判決の根拠をもとづかせしめていることになる。

### (iii) Devlin 卿の意見

Devlin 卿が表明したその法原理を Hedley Byrne 事件に適用している同卿の判決部分は、こうである。

「諸卿よ、私は、Foster 氏が上告人側の請求を否認するために与えた第一番目の理由を考慮することに多大の間を充てて考察して来た。私がそう行動して来たのは、その理由が十分な論駁を要求する程に根本的な一個の事由にもとづかせしめられていたからだけではなく、更にまた、一個の注意義務が存在するか否かを確定するために本件に関連性を有する判断基準が明瞭に確立されるまでは、本件の事実関係にもとづいて、上告人の請求に対する正確な回答を見い出すことが不可能であるからである。ひとたび、その判断基準が確立されるならば、本件の事実関係に対するその適用はまことに手短かに行われうるものである。なぜならば、本件は、その場合に、一つの非常に簡明な事件となるからである。私は、私が与えた諸理由のために、ある銀行の照会回答証明書の供与を受ける人は、単に何らの約因も全く生じていなかったために、問題の銀行が、述べたことについて、その人に対して、責任 (responsible) があると主張することを、妨げられるものではないとの心証を得ている。その場合の問題は、当該の上告人が、契約と同等の一個の請求権を設定しうるのか、つまり、責任 (responsibility) を受け入れるための一個の推認による引受けに依拠しうるのか否かなのである。Foster 氏が主張する第二番目の<sup>(ii)</sup>点は、Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件において、本院が、既に、一個の一般原理として、ある照会回答証明書を供与する一個の銀行の事件においては、上述の設定および依拠が行なわれることができないことを、定立しているというものである。私は同意を与えるものではない。Robinson 事件における事実関係<sup>(ii)</sup>は、私の高貴かつ深い学識の Reid 卿によって陳述されている。それ故、私はその事実関係を繰り返す必要はない。私は、陳述されている

事実関係にもとづき、同事件における問題の銀行が原告の使用のために照会回答証明書を供与していなかったことは、明白であると考ええる。つまり、この者は、問題の銀行がその証明書をその者が使用することについて何らかの責任 (responsibility) を引き受けているところのその人ではなかったのである。更に加わえて、原告は問題の照会回答証明書を全く見ていなかったのである。以上のことは、原告と被告との間の結びつきを、一個の契約の特質を帯びる関係を構成するためには余りにも遠隔すぎるものにしてしているのである。

本件の事実関係にもとづき、Foster氏は、その第三番目の項目において、Robinson事件におけるものと同一の上述の結果を主張した。同氏は、第一番目に、被告原告人は、訴外銀行が一人の顧客の使用のために問題の信用照会回答証明書を依頼している点を、認識していたと推論されるべきではないことを、申立てている。もし被告原告人がその旨を認識していなかったとするならば、Foster氏は、その場合に、被告原告人は、その信用照会回答証明書それ自体がその顧客に了知されるように伝達されるであろうことを意図しなかったと、申立てていることになるのである。つまり、問題の証明書は、その顧客の訴外銀行がその顧客に訴外銀行自身の責任 (responsibility) において助言を行なう際にもとづくことができるであろう単なる資料にすぎないものとして、意図されていた、というのである。私は、以上の主張内容を検討することは、もし、一般的責任否認条項——それは、私には、およそいかなる場合にも結論を与えるものであるように思われる——が存在していなかったならば、必要であると考慮すべきであろう。私は、この点についてのReid卿の推理および結論に全く同意する。人は、もし、一個の責任 (responsibility) を受け入れると述べられているまさにその時点において、事実においては受け入れない旨を確認するとするならば、その責任を自発的に引き受けていると述べられることはあり得ないのである。免責のことばを存在する一個の義務と一致させるという課題は、一方当事者が、既に引き受けていたか、もしくは、引き受けるよう契約を行なっている一個の責任からの免責を、主張している場合においてのみ、生起するにすぎないのである。

右の理由のみによって、私は本件上告を棄却する<sup>(13)</sup>。」

このように、Devlin 卿は、その判決の結論を、「責任の引受け」が存在していないことにもとづかせしめているのである。これは、他の二人の諸卿が注意義務の引受けが存在していなかったことに判決の基礎を求めている点において対照をなすものであろう。

付記 本稿は一九九五年度創価大学短期在外研究による研究成果の一部である。関係者に厚く御礼申し上げます。

## 注

(42) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 514.

(43) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 514-515.

(44) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 516.

問題となっている Foster 氏の命題とは、Devlin 卿の判決において要約的に記述されているところによれば、このようである。すなわち、「被上告人側の Foster 氏は諸卿達に対して、何故上告人が回復すべきものとならないかの三個の理由を挙げた。その第一番目は、もし真実であるとするならば、問題点の法について測り知れない影響をもつ一個の一般的な陳述に基礎づけられている。その仮説とは、不注意な言説を行なうべきでない一般的義務 (general duty) は、何ら、存在しないというものである。しかし、誰も右の仮説に「本件において」挑戦してはいないのである。「つまり、本件における当事者間の主張においては、」発言 (speech) について一個の誠実義務が存在するとき、発言について注意を用いるべき何らの義務も全く存在しない。また、実際には、行為 (action) について注意を用いるべき何らかの一般的義務も存在していない。右の「行為についての」注意義務は、Donoghue 対 Stevenson 事件において存在すると認定された何らかの近接関係を確証しうる者に対して負うように限定されているのである。それ故、原告は、一個の不注意な言説によって惹起されている金銭的な損失について、もし、原告が、問題の言説を行なった者が、同原告に対して注意を用いるべき特有な義務を負っていたことを、

明示しうるのでなければ、回復することはできない。「とされた」のである。Foster氏は、右の特有義務は三個の範疇のうちの一つにしたがって成立するものである、と申し立てている。その一個の範疇とは、契約、または、信認関係「の範疇」でなければならぬ。また、それは、近接関係から生ずる範疇でなければならぬ。そして、かつ、回復せらるる金銭的損失は、原告の人身もしくは財産権に対する物理的侵害から生じている範疇のもでなければならぬ。問題点についての法は今や確立されている。このようにFoster氏は申し立て、右の三個の範疇を網羅的なものであるとした。(See at 514-515)

(44 a) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 511-516.

(45) 本稿二の注(31)参照。

(46) Foster氏の区別(注(44)参照)は、結局において、純粹な経済的損失と結果的経済的損失(本稿一はじめの注(17)参照)との間に立てられていることなる。

(47) [1951] 2 K. B. 164. Candler事件の事実関係については注(97 a)を参照。

(48) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 516-517.

(49) 人身もしくは財産権に対する物理的損害に随伴して生ずる金銭的損失のこと。典型的には、医療費、修理費、所得の喪失等である。この表現は「主として」学者的法律家によって行なわれ用いられている。Eg. J. G. Fleming, *The Law of Torts* 8th ed. (The Law Books Company Limited, 1992) p. 178. 尚「一」は「じめ」の注(17)参照。

(50) 實際性の欠如のために、点検もしくは検査、行為もしくは不作為、および助言もしくは情報との間に区別が立てられないこと。本稿二の1の(3)Devlin卿の判決の④参照。

(51) *op. cit.*, [1964] 465, at 517.

(52) 14 App. Cas. 337.

(53) [1914] A. C. 932.

(54) 1916 S. C. (H. L.) 154.

(55) [1932] A. C. 562.

(56) [1947] A. C. 265.

(57) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 518.

(58) [1947] A. C. 265. The Greytroke Castle事件の事実関係は、Devlin卿の判決にあらわれていることによれば、以下で述べた「The Greytroke Castle事件」の損害が一艘の船舶に対してある他の船舶との衝突の結果として惹起した事件である。

前艘の船舶の積荷の所有者は、その積荷それ自体には何ら損害を受被しなかったのであるが、右の結果として、前艘の船舶の所有者に対して、ある一般的かつ平均的な損害分担金につき、海上保険上の責任を負うこととなった。右の積荷所有者は、問題の衝突につき一部の非難を受けようべきであるとして、衝突の相手方の船舶を訴えた。このようにして、原告は、その積荷は何らの物理的損害を受被していなかったのであるけれども、右の一般的かつ平均的な損害分担金を負担しなければならなかったことにより、生ぜしめられている金銭的損失につき、請求を行なったのである。本院は、原告は回復しうるであろうと判断した。( [1964] A. C. 465, at 518. )

- (65) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 518.  
 (66) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 519.  
 (67) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 520.  
 (68) *op. cit.*, [1914] A. C. 932, at 938.  
 (69) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 520.  
 (70) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 521.  
 (71) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 521.  
 (72) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 521-522. Haldane 卿の問題の判決について、Reid 卿の意見の検討部分④の③以下を参照。  
 (73) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 523.  
 (74) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 522.  
 (75) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 524.  
 (76) これは、*in fine* Atkin 卿の「隣人原理」として知られている判決部分である(本稿一、はじめにの注(15)を参照)。  
 (77) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 524.  
 (78) *Devlin* 卿が引用している判決部分は、Donoghue 事件における Atkin 卿の実質的な判決の基礎をなしているとされて  
 いる次の部分である。

「諸卿よ、もし、諸卿が本件における訴答が、一個の適切な訴訟原因を開示するとの見解を容認するとするならば、諸卿は、次のような命題を確認していることになるであろう。すなわち、スコットランド法によっても、またイギリス法によっても、同様に、製品の製造業者が、製品の中間に検査が導入されるといふ何らの合理的な可能性もなしに、自己のもとを離れたときの形態において、最終的な消費者のもとに到達することを意図していることを示すような方式をもって、その製品を販売し、しかも、その製品の調整もしくは詰め入れについて合理的な注意を欠くならば、その結果として、消費者の生命または財産権に対して侵害が生ずるであろうということを認識している場合には、その製造業者は、消費者に対して、上述の合理

的な注意をなすべき義務を負へ、<sup>10</sup>」( [1932] A. C. 562, at 599. )

Atkin 卿判決のこの部分は、Donoghue 対 Stevenson 事件における貴族院判決のレイシオ・デシデンダイをなすものと考  
えられてくるもので、同事件が先例として言及される際には、この命題が同事件の法準則として取り扱われるのである。

- (70) op. cit., [1914] A. C. 465, at 524-525.
- (71) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 525.
- (72) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 482. 本稿一の①(一) Reid 卿の意見の①参照。
- (73) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 495. 本稿一の①(二) Morris 卿の意見の①(二)参照。
- (74) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 525-526.
- (75) 本稿一の注(二)を参照。
- (76) [1703] 2 Ld. Raym. 909.
- (77) 正式裁判記録 (record) 上、明白な誤りがあり、かつ右の誤りが、判決を行なった場合に、判決を無効とする程の重大なものであることを理由に、問題の誤りを含むものとなるであろう判決を行なわない手続のこと。
- (78) 旧来のロモン・ロー訴訟および遺言検認 (probate) の訴訟における訴状について用いられた言葉である。それは、原告の最初の訴答 (pleading) であり、原告がその訴訟原因 (cause of action) を構成する事実を述べたものである。今日では、請求内容申立書 (statement of claim, 請求の原因および趣旨の陳述) 等の他の言葉が用いられる。
- (79) 約因とは一個の約束がなされる際に、その約束と引き換えになされる約束者が得るところの何らかの利益、または、受約者が負う何らかの不利利益であるとされる。判決文中の動産の受寄者である被告の「苦痛となるような何らかのもの」とは、受約者が負う不利利益に該当するものであり、「苦痛」が存在する場合には、約因が存在するということになるのである。したがって、問題の動議で「苦痛」の欠如が主張されていることは、約因の欠如による契約の不成立の抗弁を行なっていることになるのである。
- (80) [1867] L. R. 2 C. P. 631.
- (81) [1918] A. C. 626.
- (82) 1 Esp. 75.
- (83) 「一個の種類の事件に於て」 Shiell 対 Blackburne 事件 (1 H. Bl. 158.) をよび、Dartnall 対 Howard & Gibbs 事件 ([1858] 4 B. & C. 345.) をよぶ。Devlin 卿の判決において要約されている両事件の事実関係および判決内容は同じである。「それらの第一番目の事件」 Shiell 対 Blackburne 事件において、被告は、自発的に行動しながら、かつ、補償をなすはず



に、原告のなめし革を、革製品としてではなく革工芸品としての登録を行なった。その登録の結果、そのなめし革は強奪されたのである。Dart nall 対 Hayward & Gibbs 事件において、被告は、単に二人の破産人の個人的な保証にもとづくにすぎないものであった一個の年金を、原告のために、取得した。裁判所は、評決の後に、被告は無償の代理人であると思われること、および、被告が注意義務違反としての適切な注意を欠く行動をもって、あるいは、誠実の欠如をもって、そのいづれかでもって行動したことは、確言されていらないこと、の二つ事由にもとづき判決停止の手続をとったのである。」( [1964] A. C. 465, at 527. )

(84) op. cit., [1964] A. C. 465, at 526-527.

(85) [1908] 1 K. B. 280.

(86) op. cit., [1964] A. C. 465, at 527-528.

(87) ibid., [1964] 465, at 528.

(88) すなわち、ネグリジェンス法上において展開されて来た Coggs 対 Bernard 事件の法原理のこと。本稿二の(一)の(エ)の②の1、2参照。

(89) op. cit., [1964] 465, at 528.

(90) ibid., [1964] 465, at 528-529.

(91) ibid., [1964] A. C. 465, at 529.

(92) [1951] 2 K. B. 164. 尙、Candler 事件における Denig 控訴院裁判官の反対意見は、Hedley Byrne 事件における貴族院判決を先取的に判示したものであるという点とが、後の Denning 卿自身によって、示されている。ロード・テニンツ著、内田力蔵訳、法の修練（東京大学出版会、一九九三年）四六五頁以下を参照。この反対意見については、Smith 事件および Capolo 事件とあわせて詳細に検討されている。Candler 事件の事実関係については注(97a)を参照。

(93) op. cit., [1964] A. C. 465, at 529-530.

(94) [1959] 1 Q. B. 55.

(95) Devlin 卿が言及している Macmillan 卿の余論とは、以下の同卿の余論である。すなわち、

「法は、不注意 (carelessness) を、抽象的に、認めるものではない。法は、注意義務 (duty of care) が存在し、かつ、その義務の懈怠 (failure) が損害を生ぜしめた場合においてのみ、不注意にかかわるにすぎないのである。このような状況において、不注意は、ネグリジェンスという法律上の性質を帯び、かつ、ネグリジェンスの法的な結果を伴うのである。それでは、次に、この注意を行使すべき義務を生ぜしめる状況とは、いかなるものであるのか、人は、社会的および商業

上の生活についての日常の契約によって、その同胞との無数の多様な関係に投げ込まれ、あるいは、そのような関係に、わが身を置くものである。そして、法は、いかなる特定の関係が、その関係に相互に立ち入っている人々の間に、注意を行使すべき義務を生ぜしめるかを決定するためには、合理人の諸標準のみを参照しうるにすぎないのである。訴訟の事由となることがらには、人のあやまちと同じくらい多様かつ多層的でありうる。そして、それ故、法律上の責任 (liability) の観念は、変化してゆく社会的諸条件および標準に適應しながら、展開するものであるといつてさしつかえないのである。判決の判断基準は、変化する生活の状況に、自ら順応しかつ適應しなければならぬ。ネグリジェンスの範疇は、けつして閉じられていないものなのである。ネグリジェンス責任の基本原理は、告発を受けた当事者が、告発をなした当事者に対し、注意を行使すべき義務を負うべきであるということであり、また、告発した当事者が、その義務違反の必然的結果として損害を被ったことを立証しうるべきであるということなのである。ネグリジェンス責任について見解の相異の余地が存在しうるとするならば、それは、当事者の一方に注意を行使すべき義務を、そして、当事者の他方には、注意を行使してもらはう権利を生ぜしめるような両当事者間の関係を確証するものは、いかなる状況であるかということを決する点にあるのである。」

Macmillan 卿の右の言明には、およそネグリジェンス法において注意義務が成立する無数の特定の諸関係が契約を契機として生ずるものであると同卿が見ていること、また、注意義務を成立せしめる四囲の状況とは、結局において、当事者間に、注意行使に関する義務と権利を生ぜしめるような両当事者間の関係であると同卿が考えていることが読み取れるのである。Macmillan 卿が、注意義務を生ぜしめる四囲の状況について、近接関係および信認関係の観念を引照していないことは注意を与えておく必要があることがらである。

(95 a) 結局において法的責任 (legal responsibility) とは、法がその引受けが行なわれているものと推認する責任のことを意味することになる。

(96) [1908] 1 K. B. 280.

(97) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 530-532.

(97 a) [1951] 2 K. B. 164; [1951] 1 All E. R. 426, C. A. Reid 卿の判決に現れている事件の事実関係およびその事実関係についての同卿の意見は、以下の通りである。「Candler 事件において、原告は、訴外会社に投資を行うに先だつて、その会社の計算書類を見ることを望んだ。被告は同会社の会計士であったが、その会社の計算書類をできるだけ速やかに作成し終えるようその会社によって依頼された。なぜかならば、それらの計算書類は、訴外会社の一人の有力な投資家である原告に対して提示されることになっていたのである。同会社の依頼に応じて、被告は、問題の作成し終えた計算書類を原告に提示し、原告とともにそれらの計算書類を検討し、そして、一枚の写しを取ることを許したのである。問題の計算書

類は注意を欠いた準備が行われて、かつ、「訴外会社の経営内容について」まったく誤った印象を導く全体像を与えているものであった。原告が被告の熟練による技能および判断に信頼していること、また、被告が契約によって訴外会社に対して負っているところの注意を行使したことに原告が信頼していることは、被告にとっては、明白なことであった。それゆえ、私は、本件の原告の立場にいるおよそ合理人は全てこのように信頼することになったであろうと考える。Candler事件は、私には、一個の責任 (a responsibility) を引き受けることを合意している一つの典型的な場合であるように思われるのである。つまり、被告は、何故、原告が問題の計算書類を見ることを望んでいるか、また、何故、被告の雇用主である訴外会社はそれらの計算書類が原告に対して提示されることを望んでいるか、その理由を認識していたのである。そして、被告は、それらの計算書類を原告に提示することに、原告が問題の計算書類に信頼すべきではないことをまさしく示唆しないで、合意したのである。」

(97) [1893] 1 Q. B. 491. *Le Lievre* 対 *Could* 事件において、訴外 L は訴外 H から土地を譲り受け、当該土地の上に家屋を建築するため、その土地に抵当権を設定して、共同原告 D から、融資を受けることとなった。この抵当権設定契約書には、検査人 (surveyor) が家屋の建築が満足すべき程度に進捗している旨の証明書を発行するたびに、D は L に分割して融資することが定められていた。土地譲渡人の H は検査人である被告との間に契約を締結して、前述の証明書を H に提出させることにした。被告は、D と L との間に、抵当権設定契約が締結されていたことについて、何ら認識していなかった。原告は D からの権利譲受人であって、融資残額の支払いを行った。原告は、被告に対して、被告の発行した証明書は不実の証明書であり、被告はそれが不実の証明書であることを認識していたこと、もし、被告に詐欺は存在していないとしても、被告は自己が証明した事実が真実か否かを確認する際に、合理的な注意と熟練による技能を行使しないで、問題の証明書を発行するに当たって重大な適切な注意を欠いた行動があったこと、を主張して、損害賠償を請求した。

(95) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 488-489.

(98) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 489.

(96) [1916] S. C. (H. L.) 154.

(100) *op. cit.*, [1964] A. C. 465. 上告人側の主張については、四七一頁、および、被上告人側の主張については、四七五頁から四七六頁を参照。

(101) スコットランドにおける民事事件を取り扱う中央の上訴裁判所。一審 (単独制) として裁判する機関を外院 (Outer House)、上訴審として裁判を行なう機関を内院 (Inner House) という。後者は二個の部 (division) に分かれ、それぞれ四名の裁判官で構成される。この判決に対しては貴族院に上訴することができる。

- (102) op. cit., [1964] A. C. 465, at 489-490.
- (103) ibid. [1964] A. C. 465, at 490-491.
- (104) ibid. [1964] A. C. 465, at 491.
- (105) ibid. [1964] A. C. 465, at 491-492.
- (106) [1922] 2 K. B. 87, at 92.
- (107) op. cit., [1964] A. C. 465, at 492-493.
- (108) (1910) 103 L. T. 196; 26 T. L. R. 628, C. A.
- (109) op. cit., [1964] A. C. 465, at 503-504.
- (110) Devlin 卿の意見は、おぼろげに確認されたところからいへば、こうである。すなわち、「Foster 氏の第二番目の理由とは、もし、同氏が挙名したもろもろの範疇の外に、特有関係もしくは近接関係が存在している、もしくは、存在しうる、と宣明することが諸卿に対して開かれていたとしても、諸卿は、ある一人の銀行家が自分の雇客ではない第三者に対して一個の照会回答証明書を与えている場合の事件に適合するように右の関係を整理することはできないのである、というものである。つまり、Foster 氏は、諸卿は、既に、この点については、Robinson 対 National Bank of Scotland 事件において、その決定を与えた、と主張しているのだから。」(ibid., at 515.)
- (111) op. cit., [1964] A. C. 465, at 489. 本稿(102)の(103)の(104)を参照。
- (112) Devlin 卿の意見は、おぼろげに確認されたところからいへば、こうである。
- 「Foster 氏の第三番目の理由とは、もし、本件のようなもろもろの事件において、もろもろの銀行家ともろもろの第三者との間に、一個の特有関係が認定されうるとしても、本件の事実関係にもとづき、被告人は右の関係の当事者に該当するものではない、ということである。つまり、本件においては、被告人は、特定個別的に、問題の照会回答証明書が、『厳秘にかつ、同証明書を供与する際に、私達は、いかなるものであれ何らの責任 (responsibility) も全く受被しないという明示的な理解にもとづき、与えられる。』という見出がつけられている事実を依拠しうるからである。」
- (113) op. cit., [1964] A. C. 465, at 532-533.